

獨逸

レオポルト  
ツクインズル

同著

日本

緒方正清校補  
二 川銳男譯述

助

産

學

全

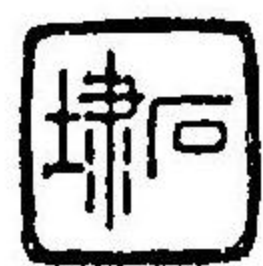
東京

丸善株式會社



助石文生學

石埭永阪周署于玉池之  
祭訛龕







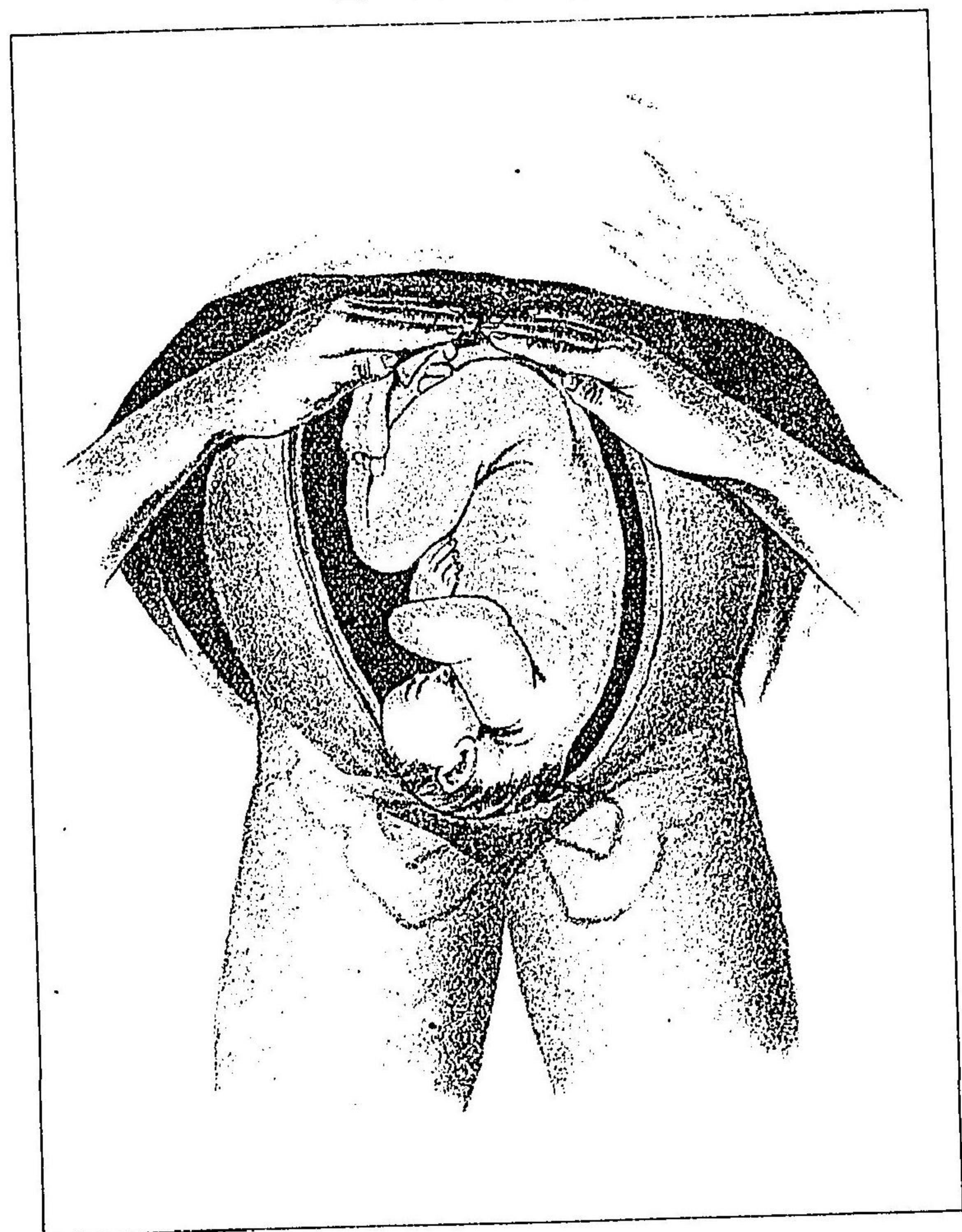
授 教 官 醫 密 極  
生 先 ト ル ポ オ レ



授 教 官 醫 密 極  
生 先 ル エ フ ィ ツ



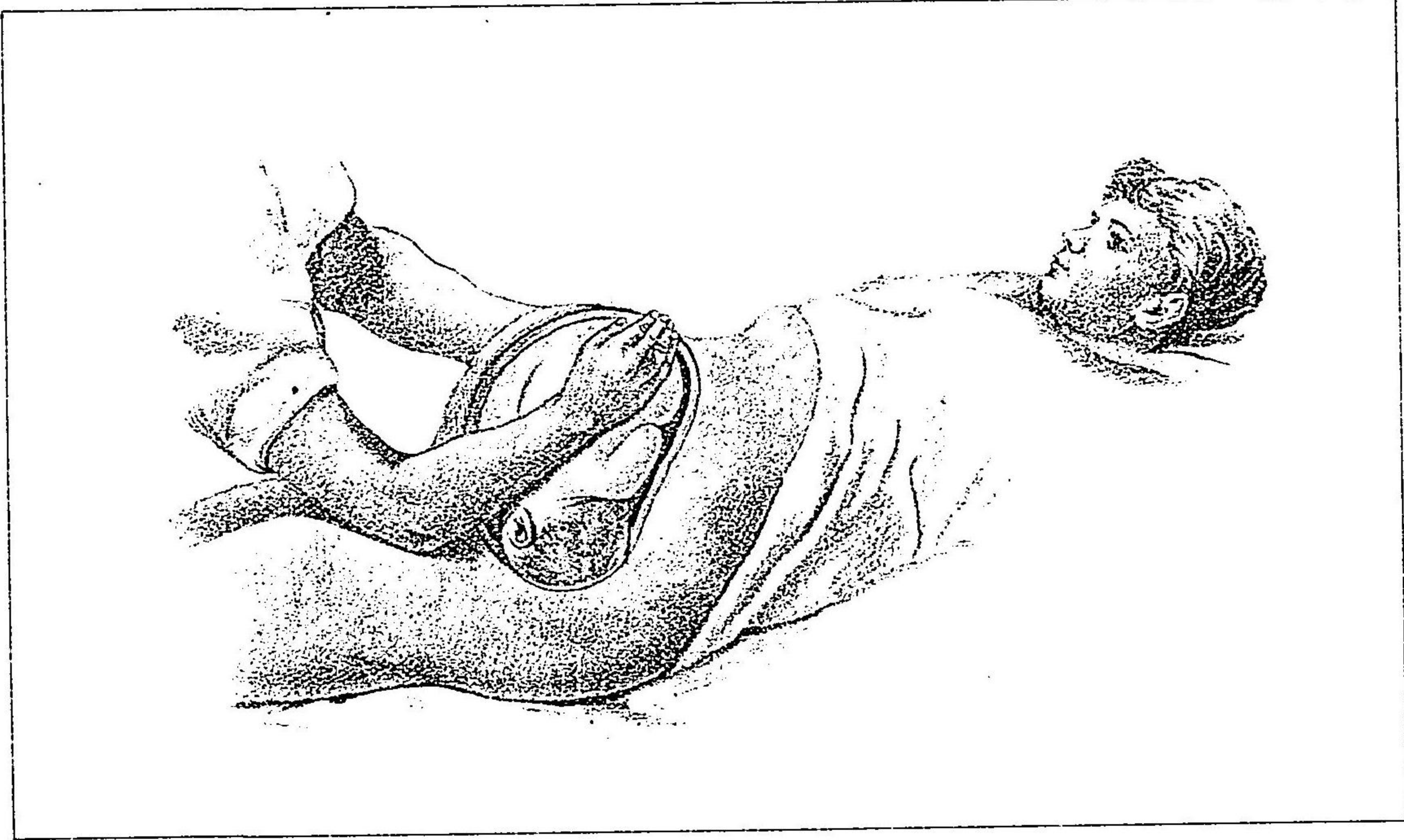
表 一 第  
圖 八 十 第



法 查 檢 外  
式 一 第



表 二 第  
圖 九 十 第



法 查 檢 外  
式 一 第



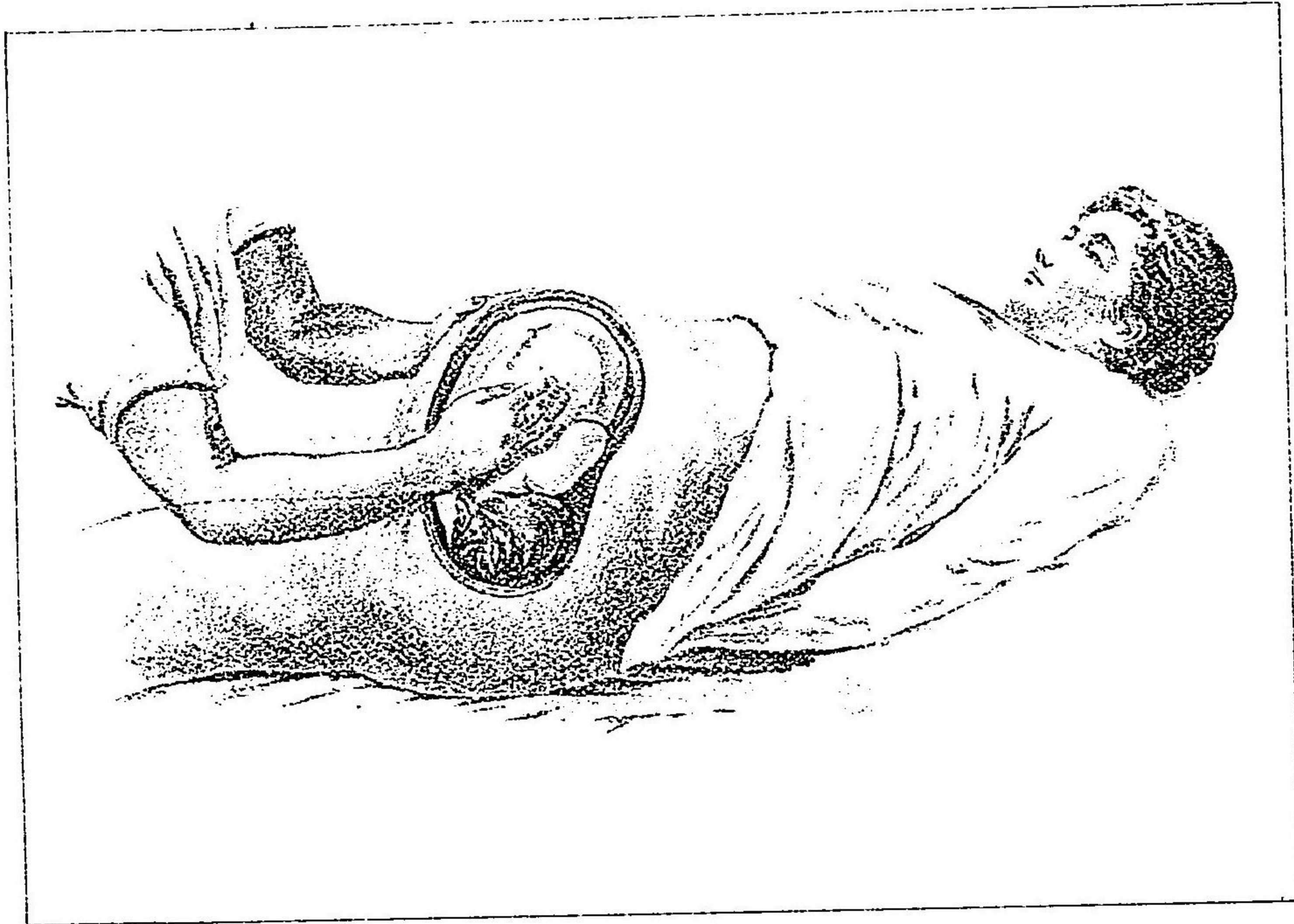
表 三 第  
圖 十 二 第



法 查 檢 外  
式 二 第



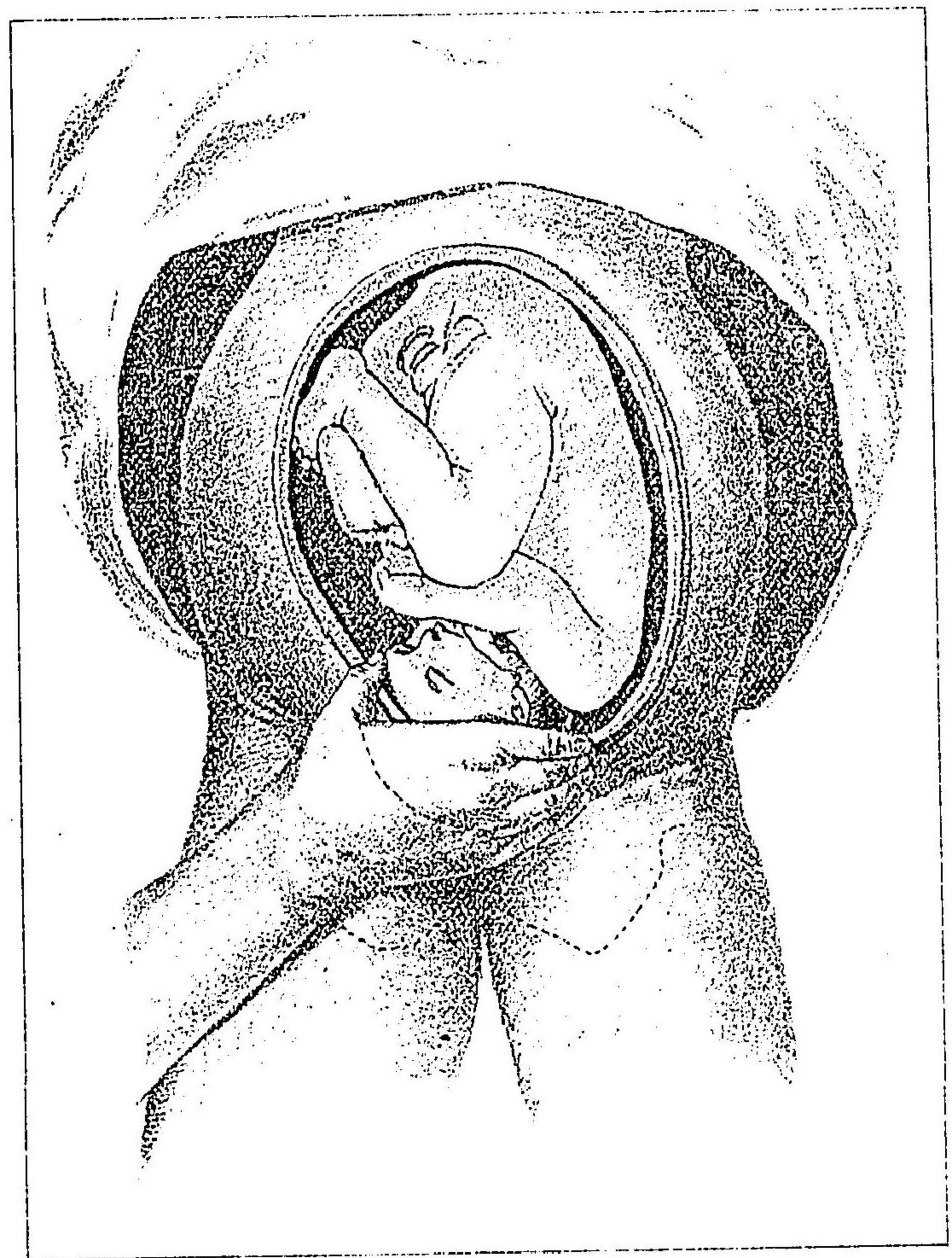
表 四 第  
四 -- 十 二 第



法 查 檢 外  
式 二 第



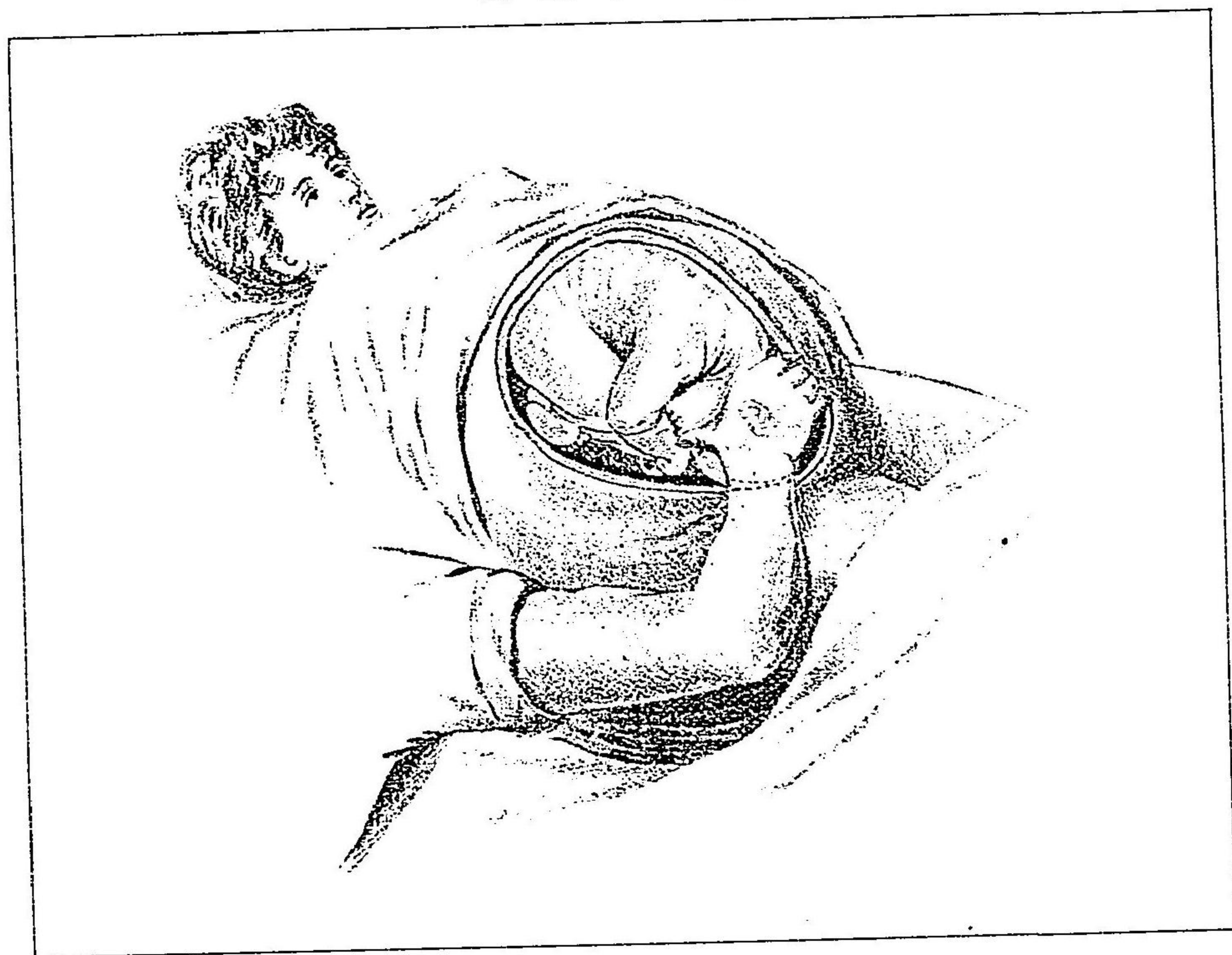
表 五 第  
圖 二 十 二 第



法 查 檢 外  
式 三 第



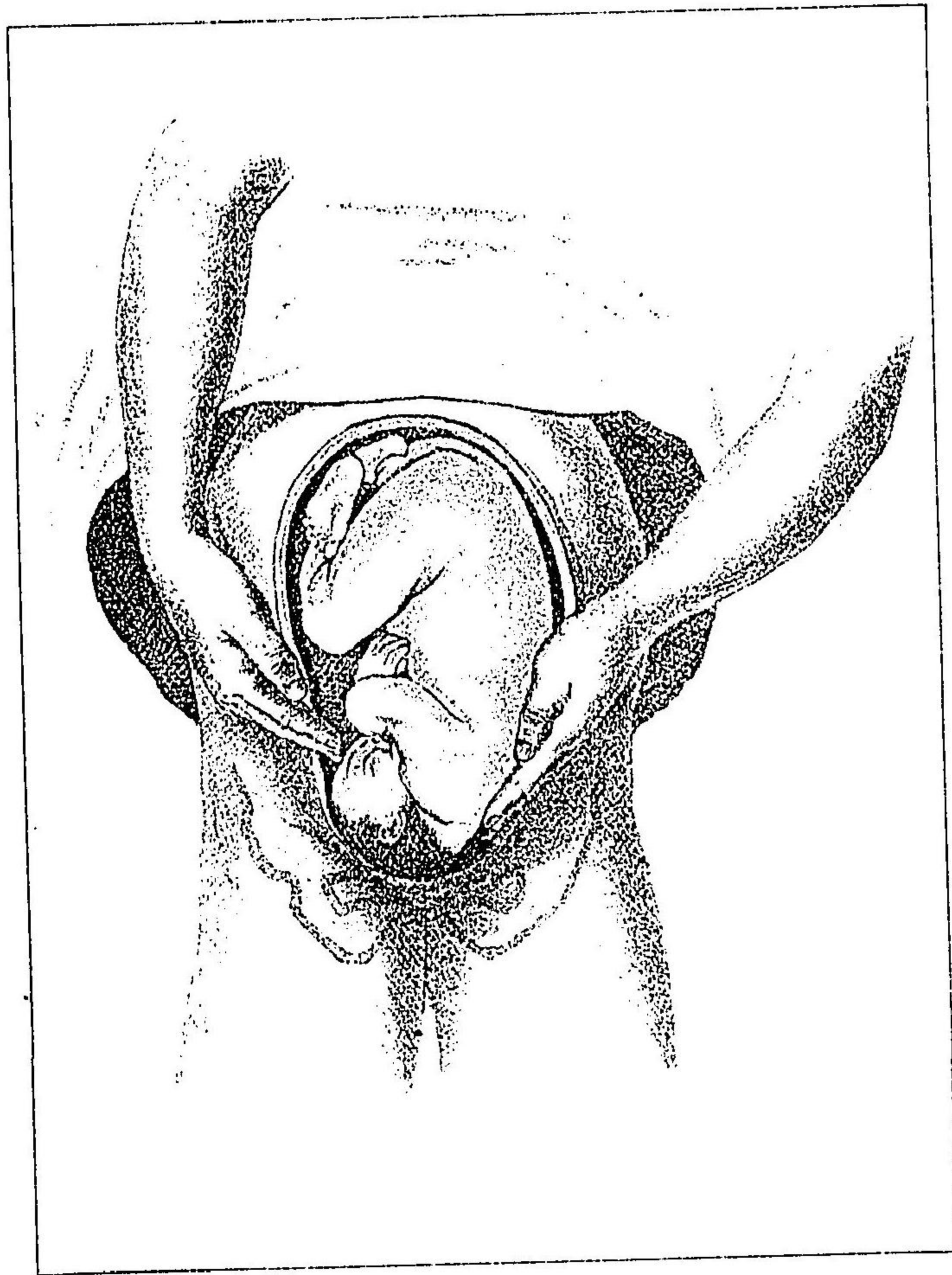
表 六 第  
圖 三 十 二 第



法 查 檢 外  
式 三 第



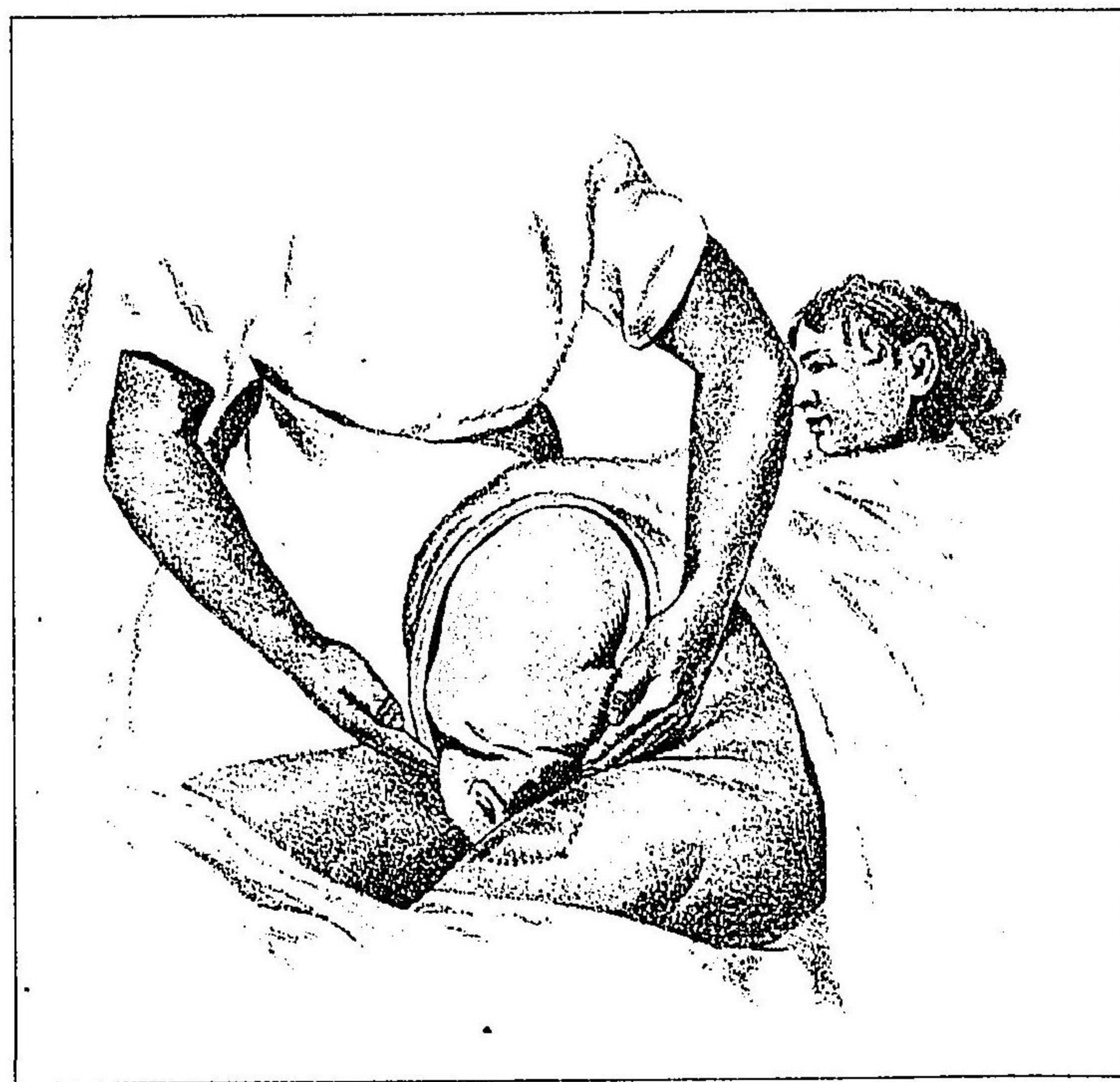
表 七 第  
圖 四 十 二 第



法 查 檢 外  
式 四 第



表 八 第  
圖 五 十 二 第



法 查 檢 外  
式 四 第



# 助産學

## 緒言

抑モ國ヲ富シ兵ヲ強スルノ基ハ民生ヲ重シズルニアリ、民生ノ強弱ハ呱呱タル嬰兒ノ保育如何ニ因シ、孩兒ノ健否ハ夙ニ母ノ胎内ニ胚胎ス、此ニ依テ之ヲ觀レバ區々タル母兒ノ健否ハ一家ノ興廢ヨリ延ヒテ一國ノ休戚ニ關ス、豈偉ナラズヤ、夫レ然リ然ラバ即チ母兒ヲ保護シ產育ノ責ニ任ズル助産婦ノ技術タル其影響スル所亦重大ナリト云フベシ、顧ミレバ今チ距ル星霜三旬ノ昔、吾國ノ封鎖ヲ開キ歐米ト交通ヲ始メシヨリ以來、社交頻繁ニシテ開明ノ風潮ハ逐次東漸百般ノ事物盡ク其趣ヲ新タニシ、日ニ進ミ月ニ歩ミテ今ヤ東邊西陲洽子ク



其澤ヲ受ケザルナシ、特ニ醫學ハ古來未曾見ノ最長足ノ進歩  
ヲナシタリ、然ルニ獨リ我助産ノ學術タル社會ノ開明ト其轍  
ヲ一ニスル能ハズ、今猶ホ舊時ノ觀ヲ存シ、上ニ完美ナル法規  
ノ之レヲ誘導掣提スルナク、下ハ文盲ノ老婆屈腰倚杖ノ身ヲ  
以テ尙此重大ナル任ニ當レリ、一朝處置ノ當ヲ失スルアリ過  
テ母兒ヲシテ不幸ノ域ニ陷ラシムルト雖ドモ、彼レ平然トシ  
テ顧ミズ、天下亦一ノ制裁ヲ加フルナク、産家亦天命ノ致ス所  
トシテ敢テ恠ムナキモノアリ、亦甚シカラズ哉、加フルニ現時  
助産教育ノ道未ダ周到ナラス、人智漸ク進ミテ既ニ普通ノ教  
程ヲ履ミ斯學術ノ研究ニ志スノ婦女子ナキニシモアラズト  
雖ドモ、却テ其蘊奧ヲ窮メ該ノ有爲ナル後進婦女ヲ誘掖スル  
ノ大家ニ乏シク、僅々數月ヲ費シテ斯學ノ端緒ヲ解スレバ即

チ自ラ以テ足レリトシ、之ガ教授ノ任ニ當ル者モ亦之レニ甘  
ンシ、漸クニシテ制規ノ試験ヲ經レバ直チニ眞正ノ助産婦タ  
リト信シ、得々門戶ヲ張リ恬然愧ヂザルガ如キノ類世間概チ  
然リ、偶々二三識者アリ之レガ改良ヲ企ツルト雖ドモ其志ヲ  
達スル能ハズ、其赤誠ハ空シク助産婦社會ノ暗流中ニ没セラ  
ル、ノミ、亦慨嘆ノ極ナラズ乎、

我恩師ドクトル緒方正清君、天賦雄偉ノ才ヲ以テ夙ニ一身ヲ  
産科婦人科ノ研究ニ委テ、嘗テ歐洲ニ航セシトキ各地ノ大學  
ヲ歴遊シテ親シク當代ノ大家ニ就キテ其蘊奧ヲ窮メ、歸朝ノ  
後自ラ門戶ヲ張リ治療ヲ施ス名聲隆々功蹟甚ダ多ク、又餘暇  
ヲ以テ著作ノ事ニ從ヒ世ヲ益スル一ニシテ止マラズ、君且ツ  
其主トシテ研究セル産科婦人科トハ最モ密接ノ關係ヲ有ス



ル助産術ニ就テハ大ニ焦心苦慮スル所アリ、在歐ノ際既ニ彼土ニ於ケル仔細ノ觀察ヲ遂ゲシヲ以テ、先ヅ舊來慣用セル産婆ナル稱呼ノ名實背反本ヨリ不當ナルノ故ヲ以テ改稱ノ必要ヲ主張シ、創メテ助産婦ナル新稱呼ヲ用井、産科院ヲ起シテ以テ産婦ノ保護ニ努メ、助産婦教育所ヲ設立シテ以テ助産婦社會ヲ陶冶セントス、今ヤ君ガ純良高尚ナル教育ヲ受ケタル助産婦ノ數ハ既ニ百ニ垂ントス、又君ガ主唱ニヨリテ助産婦學會ノ組織成リ助産ノ業ヲ發行シ、全邦ノ新智識ヲ有スル助産婦ヲ叫合シテ助産婦改良ノ機關トナセル等、斯學ニ於ケル君ガ功勞ハ亦余等ノ辯陳ヲ要セザル所ナリ、余ヤ君ニ師事スル茲ニ五年余ガ過去ニ於ケル學業ノ半ハ其レ君ガ賜ナリ、余不敏ト雖ドモ幸ニ其意ヲ享ケ其志ヲ均フシ、相伴ニ助

産婦改良ノ衝ニ當ルヲ得、以テ一身ヲ斯學ノ摺進ニ委センコトヲ期セリ、果セル哉其誠心空シカラズ、近時ニ至リテ世人ハ漸ク助産婦改良ノ必要ヲ悟リ、我暗憺タル助産婦界ハ東天漸ク明ニ、有爲ノ婦女ハ茲ニ一道ノ曙光ヲ慕ヒ遠ク笈ヲ負ヒテ都門ニ來リ、頑愚ノ老婆モ溫風面ヲ掃フテ漸ク後ヘニ反省スル所アリ、茲ニ新陳代謝ノ妙機ヲ萌シ、遠カラズシテ我學界ハ旭日昇天明浩々トシテ天下ニ慚色ヲキノ期アラントスルニ至レリ、豈喜バザラントスルモ得ンヤ、然リ今ヤ改良ノ風潮既ニ熟シタリト雖ドモ人ノ之ニ乗ズルナクンバ何ノ得ル所カ之レアラシ、此時ニ際シ適切ナル教科書ヲ編シ以テ全國ノ助産婦教育ニ一定ノ針路ヲ與フルハ最モ必要ノ策タリ、聞ク獨逸國ノ如キ當局者夙ニ此意ヲ以テ専門ノ大家ニ命ジ一定ノ書



ヲ纂脩セシメ、以テ其教程ヲ一ニスト、省ルニ我邦未ダ此舉ナク余輩助産婦教育ニ任ズル者ノ常ニ遺憾トスル所ニシテ、爲メニ後進ノ助産婦ヲシテ脩學ノ鍼路ニ迷ハシムル者比々皆然リ、彼此其差果シテ如何ゾヤ、余此ニ見ル所アリ、曩キニ我助産婦教育所ニ於ケル恩師ノ講義ヲ基礎トシテ、一ノ完全ナル助産學ヲ編纂センコトヲ企圖シタリト雖ドモ、匆忙ノ際未ダ其緒ニ就カズ、偶々本年仲春ノ交獨逸國ドレンスデン府王國産科婦人科院長樞密醫官教授ドクトル、ゲー、レオポルド氏ヨリ遠ク恩師ガ許ニ贈致セシ一書アリ、是レ獨逸國ザクセン王國內務大臣ノ委囑ニ由リ、同氏トライブナッヒ府大學産科婦人科長樞密醫官教授ドクトル、ペー、ツイフル氏ノ共著ニ成レル助産婦教科書ニシテ現今彼邦ニ通用セララル、所ナリ、殊ニ該書ハ

西曆一千八百九十七年即チ本年ノ一月刊行セル最新第六版ニシテ、立案極メテ明確、序次頗ル恰當、初學モ解シ易ク最モ記憶ニ便シ、最新發見ノ學說技術ハ悉ク舉ゲテ漏スナク、加カモ繁簡其中ヲ得、善ク助産學ノ本旨ヲ盡クセルモノト謂フベシ、宜ナリ其世間ニ歡迎セララル、ヤ、余ヤ欣然心竊カニ此書ヲ譯述シ、刻ニ付シ世ニ問ヒ、以テ聊カ助産婦改良ノ一端ヲ補足セシコトヲ期シタリ、復退テ思フ我邦斯學ノ良著ニ乏シト云フト雖ドモ二三ノ成書アリ、余ガ此舉モ亦蛇足ノ譏ヲ免カレザラシカ、夫然リ從來ノ著者中特ニ見ルベキモノヲ醫學士山崎元脩、小林義直兩氏ノ譯ニ係ル朱氏産婆論、及ビドクトル榊順次郎氏ノ纂譯ニ成レル産婆學トス、甲ハ有名ナルシユルチ氏ノ原著ニ係ルト雖ドモ新刊未ダ成ラズ既ニ陳舊ノ嫌アリ、乙ハ初



メ棟氏が本書ノ前ニクレーデ及ビレポルド兩氏ノ共著ニ成  
リシ所ノモノヲ基礎トシ氏が實驗上ノ所見ヲ以テ本邦ノ俗  
ニ改竄編纂セル者ニシテ、其再版ニ於テハ大ニ修正スル所ア  
リ以テ其觀ヲ新ニセリ、共ニ我邦助産婦社會ニ鴻益ヲ與ヘシ  
ト淺少ナラザルベシ、然リト雖ドモ人智日ニ新ニ學術月ニ進  
ムノ現時ニ於テ安閑舊說ヲ墨守スルノ迂アルベカラズ、殊ニ  
開明進取ノ今日世人ハ善良ナル成書ノ踵ヲ接シテ出デント  
ヲ冀フニ非ズヤ、如カズ此最近ノ新版ニ就キテ詳細全部ヲ翻  
譯シ、彼ノ精緻巧妙他書ノ得テ及ブベカラザル幾多ノ畫圖ハ  
一モ漏ストナク原本ニ法リ刻ニ上セテ説明ヲ補ヒ、以テ後進  
助産婦學海ノ津筏タラシム亦可ナラズ哉ト、以テ恩師ニ諮ル、  
師肯首一番此舉ニ對シテ大ナル助力ヲ與ヘ、加フルニ君ガ本

邦ニ於ケル實驗ニ徵シテ得タル所見ヲ以テ之ヲ補ハンコトヲ  
約セラル、余ガ喜何ゾ之レニ如カン、即チ案茲ニ成リ、爾來譯述  
ノ事ニ從フト雖ドモ、職務映掌ノ餘、居常匆忙トシテ事毎ニ意  
ノ如クナラズ、遷延數月譯稿漸ク成リ、取テ之ヲ見ルニ文辭拙  
陋句讀難澁ニシテ往々自ラダモ解シ難キモノ寡シトセズ、意  
到リテ而シテ筆及バズ、動モスレバ原著者ノ意ヲ損ハンコトヲ  
恐ル、必竟淺學菲才翻譯其器ニ非ルニ由ル、爾來修正數次文詞  
稍備リ解シ難キノ辭亦改ムルヲ得、即チ稿ヲ定メテ恩師ガ閱  
ヲ請ヒ、其訂スベキハ之レヲ正シ其補フベキハ之レヲ足シ、遂  
ニ倚劔ニ附シ以テ世ニ公ニセントス、  
蓋シ本書ノ如キハ余等ノ其不文ヲ顧ミズ赤心奮ニ原著者ノ  
意ヲ敷衍センコトヲ努ムルニアルノミ、故ニ其章句ハ固ヨリ圖



畫ニ於ケルモ一トシテ削除セル所アルヲナシ、但シ之レヲ大成シテ我邦ニ適切ナル完全ノ助産學トナスガ如キハ余ガ微力ノ難シトスル所ナリト雖ドモ、若シ此書原著者ノ光彩ヲ以テ我ガ糢糊タル助産學界ノ雲霧ヲ陶盡シ、眞正ナル助産婦其職任ヲ以テ安全ニ天下ノ母兒ヲ保護シ、富國強兵ノ基礎ヲ立ツルヲ得ルニ至ラン乎、余ガ希ヒ既ニ足レリトス、稿成ルノ日自ラ由來ヲ録シテ卷首ニ辯シ、以テ序ニ代フト云爾、

緒方病院助産婦教育所ニ於テ

明治三十年十二月

二 川 銳 男 誌

例言

一、本書は、獨逸國索遜王國內務大臣の委囑に因り、ドレステン府王國產科婦人科院長樞密醫官教授ドクトル、ゲル、レオポルド氏と、ライプツヒヒ府大學產科婦人科長樞密醫官教授ドクトル、ベール、ツライフル氏との共著に成れる助産婦教科書、最新第六版を翻譯せしものにして、原書は現時同國に於て汎く用ゐらるゝ完全なる教科書なり。

一、原書に於ては、六たび版を重ねる毎に、著者の序言を記せりと雖ども、今此に譯載するは、其益多からずして徒らに冗長に涉るの嫌あるを以て、之れを省略せり。

一、各項の下一々綱要を掲げたるは、其要領を得るに便せんが爲め、譯者の附記せる所なり。

一、原書は目次の他、更に索引を付したりと雖ども、今此書に於ては、其煩を避けて盡く目次に網羅し、以て遺漏なきを期せり。



一、本書中増補の各項は、恩師緒方正清氏が本邦に於ける實驗に徴して補はれたる所なり、依て茲に之を感謝す。

一、卷首に掲ぐる所の寫眞は、原著者兩氏の肖像にして、原版は緒方氏の所藏に係り、其所以蓋し兩氏に對する敬意を表し、併せて此功勞ある兩大家を此邦助産婦に紹介せんとするの微意に出づ。

譯者誌

# 助産學

## 目次

助産學總論	第一項	助産婦の任務	一
	第二項	助産婦の職務	二
	第三項	助産婦たるべき資格	三
	第四項	助産婦修學の順序	五
正規妊娠	第一編	人體一般の要領	九
	第一章	人體の構造	九
	第五項	人體の成立	九
	第六項	骨	九



第七項	靱帯	一〇
第八項	筋肉	一〇
第九項	脈管	一一
第十項	神經	一一
第十一項	内臓	一四
第十二項	皮膚	一四
第十三項	人身體の大別	一五
第十四項	頭	一六
第十五項	軀幹	一七
第十六項	頸部	一七
第十七項	胸部	一八
第十八項	腹部	一九
第十九項	四肢	二一
第二十章	婦人固有體格	二六

第二十項	男女體格の差異	二六
イ、婦人の骨盤		
第二十一項	骨盤	二七
第二十二項	薦骨	二八
第二十三項	尾間骨	二九
第二十四項	無名骨	二九
第二十五項	骨盤の联接	三三
第二十六項	骨盤の區別	三五
第二十七項	大骨盤	三六
第二十八項	小骨盤	三七
第二十九項	小骨盤各部の區別	三八
第三十項	骨盤入口	三八
第三十一項	骨盤腔	四〇
第三十二項	骨盤出口	四二



第三十三項 骨盤爾他の要件……………四三

第三十四項 骨盤の高さ……………四三

第三十五項 骨盤の傾斜……………四四

第三十六項 骨盤腔の彎曲……………四五

第三十七項 正しく構造せる骨盤の徴候……………四六

日本婦人に於ける生體骨盤外検査の成績……………四七

總論……………四七

日本婦人骨盤外徑……………五一

日本婦人に於ける各検査時の差異……………五三

勞働婦人と非勞働婦人とに於ける骨盤外徑……………五四

身長と骨盤外徑線……………五九

諸表の概括……………六一

女子生殖器……………六二

第二編

第一章

正規妊娠の經過

第三十八項 女子生殖器の機能及び區別……………六二

第三十九項 乳房……………六二

第四十項 外陰部……………六四

第四十一項 内生殖器……………六六

第四十二項 膀胱及び直腸……………七五

正規の妊娠……………七九

第一章 正規妊娠の經過……………七九

第四十三項 受孕……………七九

第四十四項 妊娠……………八〇

第四十五項 正規妊娠、單胎、及複胎……………八〇

第四十六項 妊娠に由て來る諸變化……………八一

一、妊娠中卵子の變化……………八一

第四十七項 卵子並に妊娠初期に於ける卵……………八一



第四十八項	子の變化……………	八一
第四十九項	人卵の各部分……………	八四
第五十項	妊娠各月に於ける胎兒……………	八四
第五十一項	臍帶……………	八九
第五十二項	胎盤……………	九一
第五十三項	卵膜……………	九三
第五十四項	羊水……………	九五
第五十五項	成熟胎兒の徴候……………	九六
第五十六項	初生兒の頭蓋……………	九八
第五十七項	子宮内に於ける胎兒の狀態……………	一〇二
第五十八項	複妊娠……………	一〇五
二、妊娠の爲め女子生殖器に發する變化……………		
第五十八項	子宮粘膜炎の變化……………	一〇七

第五十九項	子宮の變化……………	一〇八
第六十項	子宮の増大及び子宮頸の變化……………	一〇九
第六十一項	子宮位置の變化……………	一一〇
第六十二項	月經の變化……………	一一一
第六十三項	腔壁乳房及び腹壁の變化……………	一一二
三、妊娠の爲め婦人の全身に發する變化……………		
第六十四項	全身諸部の變化……………	一一三
第二章 妊娠の證候……………		
第六十五項	妊娠の判定及び妊娠證候の區別……………	一一六
第六十六項	不確證……………	一一七
第六十七項	疑證……………	一一七



第六十八項	確證	一三九
第六十九項	双胎の確證	一四一
第三章	妊娠時期の鑑定	一一一
第七十項	妊娠時期の間診	一一一
第七十一項	妊娠時期の算定	一一二
妊娠暦		一一五
第七十二項	妊娠各月の徴候	一二八
ヘーガル氏の妊娠徴候		一三〇
第七十三項	經妊婦の徴候	一三三
第七十四項	妊娠時期鑑定の特別なる注意	一三四
第四章	産科的検査法	一三五
第七十五項	産科的検査法の必要及び其方法	一三五

一、	外検査法即ち外診	一三七
二、	内検査法即ち内診	一四七
第七十六項	内診の必要及び其注意	一四八
第七十七項	消毒清潔法の規則	一四九
甲、	一般の心得	一四九
乙、	特別の定則	一五一
第七十八項	内診の方法及び順序	一五八
第七十九項	産科的検査に於ける一般の規則	一六二
第五章	妊婦の攝生法	一六五
第八十項	妊婦攝生の要義	一六五
第八十一項	妊婦の生活方	一六六
第八十二項	妊婦の運動	一六七



第八十三項	妊婦の衣服	一六九
腹帯	.....	一七〇
第八十四項	妊婦の清潔法	一七一
第八十五項	妊婦精神の保養	一七二
第八十六項	分娩前の注意	一七四
<b>第三編 正規の分娩</b>		
<b>第一章 正規分娩總論</b>		
第八十七項	分娩	一七六
第八十八項	正規分娩及び異常分娩	一七六
第八十九項	定期産、晩産、早産及び流産	一七七
第九十項	産道	一七七
<b>分娩機能即ち娩出力</b>		
第九十一項	娩出力	一七七

第九十二項	陣痛	一七八
第九十三項	腹壓	一七九
<b>第二章 正規分娩の経過</b>		
第九十四項	分娩経過の區別	一八〇
第九十五項	分娩経過の三期	一八〇
<b>第一、開口期</b>		
第九十六項	開口期の経過	一八二
<b>第二、産出期</b>		
第九十七項	産出期の経過	一八六
<b>第三、後産期</b>		
第九十八項	後産期の経過	一九二
第九十九項	分娩持続の時間	一九四
日本婦人に於ける分娩持続の時間		
	.....	一九四



第三章 胎兒の産道を通過する景況……………一九五

第百項 胎兒分娩時の正常なる位置……………一九五

第百一項 縦位……………一九五

第百二項 胎兒の體向……………一九七

頭蓋位の區別……………一九八

胎兒位置各種の區別一覽……………一九九

第百三項 胎兒小骨盤内を通過する要則……………二〇〇

第百四項 胎兒位置の比較……………二〇二

第一、頭蓋位……………二〇二

一、後頭位……………二〇二

第百五項 後頭位の胎兒に於ける關係……………二〇二

甲、後頭位の第一體向の第一分類……………二〇三

第百六項 此位置に於ける分娩の經過及び其徵候……………二〇三

乙、後頭位の第一體向の第一分類……………二〇六

第百七項 此位置に於ける分娩の經過及び其徵候……………二〇六

第百八項 後頭位の第一及び第二體向の第二分類……………二〇八

第百九項 第一及び第二前頭位……………二一〇

第四章 正規頭蓋位分娩に於ける助産婦の處置……………二一〇

第百十項 正規頭蓋位分娩に於ける助産婦の任務……………二一〇



第百十一項 助産婦の携帶すべき器械及び藥品……………二二一

第百十二項 産床に臨みて詳知すべき要件……………二二五

第百十三項 産床に臨みて内診を行ふの注意……………二二七

第百十四項 分娩に必要な準備……………二二八

第百十五項 産床及び産褥床……………二二二

第百十六項 開口期に於て施すべき處置……………二二六

第百十七項 破水時の注意……………二三〇

第百十八項 産出期に於ける産婦の努噴……………二三一

第百十九項 産出期に於ける注意……………二三二

第百二十項 會陰保護術……………二三三

第百二十一項 胎兒軀幹の娩出……………二三八

第百二十二項 臍帶の處置……………二四〇

第百二十三項 後産の處置……………二四二

第百二十四項 分娩後産婦の處置……………二四六

二、 顔面位……………二五一

第百二十五項 顔面位……………二五一

甲、 顔面位の第一體向……………二五二

第百二十六項 顔面位第一體向の分娩經過及び其徴候……………二五二

乙、 顔面位の第二體向……………二五五

第百二十七項 顔面位第二體向の分娩經過及び其徴候……………二五五

第百二十八項 前頭位及び其分娩經過……………二五七

顔面位分娩に於ける助産婦の處置……………二五八



第二百二十九項 顔面位分娩の注意……………二五八

第三百十項 顔面位に於て異常の経過を  
取るもの、注意……………二五八

第二、骨盤端位……………二五九

第三百十一項 骨盤端位の分娩……………二五九

一、尾骶位又臀位……………二六〇

第三百十二項 尾骶位の分娩……………二六〇

甲、尾骶位の第一體向……………二六一

第三百十三項 尾骶位第一體向の分娩経  
過及び其徴候……………二六一

乙、尾骶位の第二體向……………二六四

第三百十四項 尾骶位第二體向の分娩経  
過及び其徴候……………二六四

第三百十五項 尾骶位に於ける異常體向……………二六六

二、足位……………二六七

第三百十六項 足位の分娩経過及び其徴候……………二六七

尾骶位及び足位分娩に於ける助産  
婦の處置……………二六九

第三百十七項 骨盤端位分娩の處置……………二六九

數胎分娩……………二七七

第三百十八項 數胎分娩の経過……………二七七

數胎分娩に於ける助産婦の處置……………二七八

第三百十九項 數胎分娩に於ける處置……………二七八

第五章 分娩時に於ける胎兒生存の  
徴候……………二八一

第三百十項 胎兒生存の徴候……………二八一



分娩後の徴候……………二八一

第百四十一項 分娩後の徴候及び初妊婦  
経妊婦の區別……………二八二

初生児の徴候……………二八四

第百四十二項 初生児の徴候……………二八四

第四編 正規産褥の経過并に産褥婦  
及び初生児の看護法……………二八六

第一章 正規産褥の経過……………二八六

第百四十三項 産褥の定義……………二八六

第百四十四項 産褥生殖器の復故機能……………二八六

第百四十五項 悪露産褥汗及び乳汁分泌……………二八八

第百四十六項 哺乳時期……………二九〇

第二章 産褥婦の看護法……………二九一

第百四十七項 産褥中看護の必要……………二九一

第百四十八項 産褥時助産婦の訪問……………二九一

第百四十九項 産褥婦の體温及び脈搏の  
計測……………二九二

第百五十項 産褥中身體安靜の必要……………二九五

第百五十一項 産褥中精神安靜の必要……………二九七

第百五十二項 臥床の交換……………二九八

第百五十三項 産褥婦の清潔法……………三〇一

第百五十四項 産褥婦の衣服……………三〇二

第百五十五項 産褥室に於ける大氣の交  
換……………三〇三

第百五十六項 産褥中に於ける食物の注  
意……………三〇四

第百五十七項 産褥中に於ける飲料の注  
意……………三〇四



意……………三〇六

第一百五十八項 産褥中大小便排泄の注意……………三〇六

完全なる「カテーテル」消毒器……………三〇八

第一百五十九項 授乳の方法及び授乳時間……………三一〇

第一百六十項 授乳の困難なるものゝ注意……………三一三

第一百六十一項 哺乳の注意……………三一三

第一百六十二項 産母の授乳を禁すべき場合……………三一六

第一百六十三項 非授乳婦乳房の保護……………三一六

第一百六十四項 授乳婦の飲食其他必要の諸件……………三一七

第一百六十五項 離乳……………三二〇

第三章 小兒の看護法……………三二一

第一百六十六項 小兒の看護に關する助産……………三二一

婦の注意……………三二一

第一百六十七項 小兒沐浴の方法……………三二一

第一百六十八項 臍帯の處置……………三二三

第一百六十九項 小兒の清潔法并に被服の注意……………三二四

第一百七十項 小兒の睡眠及び哺乳の注意……………三二七

第一百七十一項 體重の増加臥床の注意……………三二七

第一百七十二項 小兒大小便の排泄……………三三〇

第一百七十三項 母乳……………三三二

第一百七十四項 乳母……………三三二

第一百七十五項 人工榮養法……………三三六

第一百七十六項 牛乳消毒裝置……………三三八

第一百七十七項 人工榮養法の規則……………三四〇

第一百七十七項 哺乳器……………三四八



第百七十八項	小兒に榮養物を與ふるの量	三四九
第百七十九項	小兒の榮養物	三五〇
第百八十項	離乳	三五一
第百八十一項	小兒に砂糖等を與ふるの害	三五二
第百八十二項	小兒に不消化物を與ふるの害	三五三
第百八十三項	小兒の清潔法	三五五
第百八十四項	小兒の運動及び歩行	三五六
第百八十五項	小兒を屋外に出すべき時期	三五七
第百八十六項	齒牙發生時の注意	三五八

異常分娩、異常妊娠、異常產褥經過

助産婦の服膺すべき拾條の要則	三六一	
總論	三六七	
第百八十七項	異常の妊娠分娩及び産褥に於ける助産婦の心得	三六七

第一編 異常の分娩	三七一	
第百八十八項	異常分娩各種の原因	三七一

第一、母體の異常なる状態に因する異常の分娩	三七一	
第百八十九項	母體に於ける各種の異常状態	三七一

第一章 骨盤の異常状態	三七二	
第百九十項	異常骨盤	三七二



第一、	單純なる扁平狹窄骨盤	三七三
第九十一項	單純なる扁平狹窄骨盤	三七三
第二、	佝僂病性扁平狹窄骨盤	三七四
第九十二項	佝僂病性扁平狹窄骨盤	三七四
第三、	大人の骨軟化症性狹窄骨盤	三七六
第九十三項	骨軟化症性狹窄骨盤	三七六
第四、	斜徑狹窄骨盤	三七八
第九十四項	斜徑狹窄骨盤	三七八
第五、	横徑狹窄骨盤	三七九
第九十五項	横徑狹窄骨盤	三七九
第六、	骨瘤性狹窄骨盤	三八〇
第九十六項	骨瘤性狹窄骨盤	三八一

第七、 一般狹窄骨盤

第九十七項	一般狹窄骨盤	三八二
第九十八項	骨盤入口直徑線の簡易なる計測法	三八三
第九十九項	狹窄骨盤の分娩に於ける關係	三八四
第二百項	狹窄骨盤に於ける助産婦の注意	三八七
第二百一項	産科手術の際に於ける助産婦の職務	三八八
第二百二項	高度なる骨盤傾斜	三九一
第二百三項	子宮の異常状態	三九一
第一、	子宮收縮の異常即ち陣痛	三九二



異常	三九二
一、陣痛微弱	三九二
第二百四項 陣痛微弱	三九二
第二百五項 各期に於ける陣痛微弱	三九三
第二百六項 陣痛微弱の原因	三九四
第二百七項 開口期及び産出期に於ける陣痛微弱	三九五
第二百八項 後産期に於ける陣痛微弱	三九六
第二百九項 産褥第一時間中に於ける陣痛微弱	三九九
第二百十項 後産期或は産褥の第一時間中に於て爾他の原因に依りて來る陣痛微弱	四〇〇
第二百十一項 外出血及び内出血	四〇一

第二百十二項 危険なる出血の全身徴候	四〇二
一、過劇陣痛	四〇三
第二百十三項 過劇陣痛	四〇三
第二百十四項 陣痛過劇なる産婦に於ける注意	四〇五
三、不正の方向に作用する陣痛	四〇六
第二百五項 不正の方向に作用する陣痛	四〇六
第二百十六項 開口期に於て發する不正の收縮	四〇七
第二百十七項 分娩期に於て發する不正の收縮	四〇八
第二百十八項 痙攣性陣痛を起すべき原因	四〇八



第二百十九項 痙攣性陣痛に於ける注意……………四〇九

第二、 子宮口の柔順に開き難き者、硬固及び閉鎖……………四一一

第二百二十項 子宮口開大の異常状態……………四一一

第二百二十一項 子宮口の閉鎖及び膠着……………四一二

第三、 子宮位置の異常……………四一三

第二百二十二項 四種の子宮異常位置に於ける分娩……………四一三

第三章 爾他の生殖器及び其近接部の異常状態……………四一五

第一、 陰管狭小……………四一五

第二百二十三項 陰管狭小……………四一五

第二、 陰部血腫……………四一六

第二百二十四項 陰部血腫……………四一七

第三、 陰脱出……………四一八

第二百二十五項 陰脱出……………四一八

第四、 陰唇浮腫……………四一九

第二百二十六項 陰唇浮腫……………四一九

第二百二十七項 陰唇静脈瘤……………四一九

第五、 陰裂狭小にして柔順に開き難き者及び會陰廣潤にして柔順に開き難き者……………四二〇

第二百二十八項 陰裂及び會陰の開き難き者……………四二〇

第六、 膀胱の甚だしき充滿……………四二一



第二百二十九項 膀胱の充滿及び排尿法……………四二一

第七、直腸の不规则なる擴張……………四二四

第二百三十項 直腸の不规则なる擴張  
并に其處置……………四二四

第八、卵巢腫瘍……………四二五

第二百三十一項 卵巢腫瘍……………四二五

第二、胎兒及び其他卵子の異常状態に由る異常の分娩……………四二六

第一章 異常なる胎兒の状態……………四二六

第一、異常位置……………四二六

第二百三十二項 胎兒の異常位置即ち横位……………四二六

第二百三十三項 異常位置の原因……………四二八

第二百三十四項 異常位置の徴候……………四二八

第二百三十五項 横位の母體及び胎兒に向ひての豫後……………四二九

第二百三十六項 横位の自然分娩……………四三一

第二百三十七項 異常位置に於ける助産婦の注意……………四三二

第二百三十八項 異常位置に於ける外廻轉術……………四三三

第二、異常體勢……………四三四

第二百三十九項 異常體勢及び其原因……………四三四

第二百四十項 異常體勢に於ける助産婦の處置……………四三六

第三、過大胎兒、畸形胎兒及び胎兒の疾病……………四三六



第二百四十一項 過大胎兒及び其分娩……………四三七

第二百四十二項 畸形胎兒に於ける分娩障害……………四三八

分娩時中に来る胎兒生命の危険或は死亡の徴候……………四四〇

第二百四十三項 胎兒生命の危険或は死亡の徴候……………四四一

第二章 卵膜及び其他胎兒附屬物の異常状態……………四四三

第一、卵膜……………四四三

第二百四十四項 異常卵膜及び其處置……………四四三

第二、羊水……………四四五

第二百四十五項 異常羊水及び其處置……………四四五

第三、臍帶……………四四八

一、臍帶下垂及び臍帶脱出……………四四八

第二百四十六項 臍帶下垂及び臍帶脱出……………四四八

第二百四十七項 臍帶下垂及び脱出の原因徴候……………四四九

第二百四十八項 臍帶下垂及び脱出の處置……………四五〇

二、臍帶纏絡……………四五一

第二百四十九項 臍帶纏絡……………四五一

第二百五十項 臍帶纏絡の處置……………四五三

三、過短なる臍帶……………四五五

第二百五十一項 過短なる臍帶及び其分娩障害……………四五五



第二百五十二項 過短なる臍帶に於ける處置……………四五六

四、臍帶斷裂……………四五七

第二百五十三項 臍帶斷裂及び其處置……………四五七

第四、胎盤……………四五九

一、胎盤の異常剝離……………四五九

第二百五十四項 胎盤の異常剝離……………四五九

第二百五十五項 胎盤異常剝離の原因及び處置……………四六〇

二、胎盤の異常位置……………四六一

第二百五十六項 前置胎盤及び其徵候……………四六一

第二百五十七項 前置胎盤の診斷……………四六二

第二百五十八項 前置胎盤に於ける助産……………四六二

第三、産婦の損傷、出血、疾病より來る異常分娩……………四六三

婦の處置……………四六三

第二百五十九項 産婦に來るべき危険の疾病……………四六四

第一章 子宮、膣、會陰の損傷……………四六五

第一、子宮破裂……………四六五

第二百六十項 子宮破裂……………四六五

第二百六十一項 子宮破裂の原因……………四六六

第二百六十二項 子宮破裂の徵候……………四六七

第二、膣破裂……………四六九

第二百六十三項 膣破裂……………四六九

第三、會陰破裂……………四七〇



第二百六十四項 會陰破裂の原因……………四七〇

第二百六十五項 軽度の會陰破裂及び其處置……………四七一

第二百六十六項 高度の會陰破裂及び其處置……………四七二

第四、子宮外妊娠により發する損傷……………四七四

第二百六十七項 子宮外妊娠……………四七四

第二百六十八項 子宮外妊娠の經過……………四七五

第二百六十九項 子宮外妊娠の診断……………四七七

第二章 生殖器、鼻腔、肺臟、腸管及び破裂せる動脈瘤より來る出血……………四七七

第一、子宮出血……………四七七

甲、流産及び早産に因る出血……………四七八

第二百七十項 妊婦に於ける生殖器の出血……………四七八

第二百七十一項 流産及び早産……………四七九

第二百七十二項 流産及び早産の原因……………四七九

第二百七十三項 流産の經過及び其前兆……………四八二

第二百七十四項 流産の持續……………四八三

第二百七十五項 妊娠第十二週以内の流産……………四八四

第二百七十六項 妊娠第十三週より第廿八週に於ける流産……………四八五

第二百七十七項 流産に因る不良の結果……………四八六

第二百七十八項 流産の診断及び初期流産の豫防……………四八六



第二百七十九項 流産の處置……………四八八

第二百八十項 流産に因る出血時の處置……………四八九

第二百八十一項 葡萄狀胎……………四九〇

第二百八十二項 肉胎の徴候……………四九一

第二百八十三項 肉胎分娩時の處置……………四九二

第二百八十四項 早産の經過……………四九三

第二百八十五項 早産に於ける處置……………四九四

乙、 正期分娩時の出血……………四九六

第二百八十六項 分娩の第一期及び第二期に於ける出血……………四九六

第二百八十七項 胎盤の早時剝離及び其處置……………四九七

第二百八十八項 胎盤脱出……………四九九

第二百八十九項 分娩時子宮及び腔破裂……………四九九

第二百九十項 後産期子宮出血の原因……………五〇〇

第二百九十一項 後産期子宮出血の處置……………五〇〇

第二百九十二項 子宮内翻症……………五〇一

第二、 分娩時及び分娩後に於ける腔外陰部出血……………五〇四

第二百九十三項 分娩時及び分娩後に於ける腔外陰部出血の原因……………五〇四

第二百九十四項 腔外陰部出血の徴候及び其處置……………五〇五

第二百九十五項 會陰破裂及び其處置……………五〇六

第三、 鼻腔肺臟腸管の出血及び



第二章 靜脈瘤の破裂に因る出血……………五〇七

第二百九十六項 衄血咯血吐血直腸出血  
及び靜脈瘤の出血並に  
其處置……………五〇七

第三章 産婦の疾病……………五〇九

第一、 特種の全身痙攣……………五〇九

第二百九十七項 全身痙攣即ち子痙……………五〇九

第二百九十八項 子痙の徵候……………五〇九

第二百九十九項 子痙の豫後……………五一一

第三百項 子痙の處置……………五一二

第二、 過劇嘔吐……………五一四

第三百一項 産婦の過劇なる嘔吐……………五一四

第三、 熱性諸病……………五一五

第二編 妊婦産褥婦及び爾他婦人の

第三百二項 熱性諸病……………五一五

第四、 腹部内臓歇爾尼亞及び  
直腸脱出……………五一六

第三百三項 歇爾尼亞……………五一六

第三百四項 分娩時に於ける歇爾尼亞の  
處置……………五一七

第三百五項 直腸脱出……………五一八

第五、 呼吸困難……………五一九

第三百六項 産婦の呼吸困難及び其處置……………五一九

第六、 假死及び眞死……………五二〇

第三百七項 假死及び其處置……………五二〇

第三百八項 眞死及び其處置……………五二一



疾病竝に小兒の疾病……………五二三

第一章 妊婦の疾病……………五二三

第一、嘔吐……………五二三

第三百九項 妊婦の悪心及び嘔吐……………五二三

第二、便秘……………五二四

第三百十項 妊婦の便秘……………五二四

第三、下痢……………五二五

第三百十一項 下痢……………五二五

第四、排尿障害……………五二六

第三百十二項 排尿障害……………五二六

第五、浮腫……………五二七

第三百十三項 浮腫……………五二七

第六、靜脈瘤……………五二八

第三百十四項 靜脈瘤……………五二八

第七、陰部より粘液、膿汁及び水様液の漏出する症……………五三〇

第三百十五項 妊婦の帯下……………五三〇

第八、子宮及び陰脱……………五三二

第三百十六項 子宮及び陰脱……………五三二

第九、後屈子宮……………五三三

第三百十七項 後屈子宮の妊娠……………五三三

第十、卒倒……………五三七

第三百十八項 卒倒……………五三七

第二章 産褥婦の疾病……………五三九

第三百十九項 産褥婦の疾病……………五三九

第一、産褥熱……………五四〇



第三百二十項 産褥熱の原因及び徴候……………五四〇

第三百二十一項 産褥熱傳染の機會……………五四五

第三百二十二項 産褥熱豫防規則……………五四六

第一、 疼痛性の後陣痛……………五五二

第三百二十三項 疼痛性の後陣痛……………五五二

第三、 汗疹……………五五四

第三百二十四項 汗疹……………五五四

第四、 不正なる悪露……………五五五

第三百二十五項 不正なる悪露……………五五五

第五、 陰唇腫脹……………五五六

第三百二十六項 陰唇腫脹……………五五七

第六、 排尿障害及び消化不良……………五五七

第三百二十七項 排尿障害及び消化不良……………五五七

第七、 乳頭の損傷及び焮衝並に  
乳腺の焮衝及び化膿……………五六一

第三百二十八項 乳頭の損傷及び焮衝……………五六一

第三百二十九項 乳頭損傷の豫防法……………五六二

第三百三十項 乳房の焮衝化膿及び乳汁分泌過多……………五六四

第三百三十一項 乳房焮衝の豫防及び其處置……………五六六

第三章 婦人の疾病……………五六七

第一、 粘液及び膿性帯下並に淋疾……………五六七

第三百三十二項 粘液及び膿性帯下並に淋疾……………五六七



第二、花柳病……………五七〇

第三百三十三項 花柳病……………五七〇

第三百三十四項 微毒患婦に於ける注意……………五七二

第三百三十五項 助産婦手指の保護……………五七三

第三、子宮癌腫……………五七五

第三百三十六項 子宮癌腫……………五七五

第四、子宮及び膣茸腫……………五七六

第三百三十七項 子宮及び膣茸腫……………五七七

第五、子宮及び膣脱……………五七七

第三百三十八項 子宮脱及び膣脱……………五七八

第四章 初生兒の疾病……………五八〇

第一、假死……………五八〇

第三百三十九項 初生兒の假死及び胎兒眞

死の徴候……………五八〇

第三百四十項 初生兒假死の原因……………五八二

第三百四十一項 初生兒假死の現徴……………五八三

第三百四十二項 胎兒壓迫の原因……………五八三

第三百四十三項 高度なる假死に於ける  
爾他の原因……………五八四

第三百四十四項 母體の衰弱に因る假死  
兒の徴候……………五八四

第三百四十五項 假死せる初生兒の處置……………五八五

第三百四十六項 假死せる小兒の人工呼吸法……………五八六

第三百四十七項 假死せる小兒蘇生時の  
注意……………五九二

第三百四十八項 假死せる小兒蘇生の徴……………五九二



第三百四十九項 蘇生し能はざる小兒の候……………五九二  
 處置並に蘇生法を施すに際し産母の注意……………五九三  
 第一、先天性欠損及び畸形……………五九五  
 第三百五十項 初生兒の發育失常……………五九五  
 第三百五十一項 初生兒發育失常の處置……………五九五  
 第三、頭蓋產瘤、頭蓋血腫及び長く或は斜に壓迫せられたる頭蓋……………五九六  
 第三百五十二項 頭蓋產瘤、頭蓋血腫及び壓迫せられたる頭蓋……………五九六  
 第四、臍の損傷、出血及び焮衝……………五九八

第三百五十三項 臍の損傷、出血、焮衝並に其處置……………五九八  
 第五、臍歇爾尼亞……………六〇〇  
 第三百五十四項 臍歇爾尼亞……………六〇〇  
 第六、下腹内臟歇爾尼亞及び陰囊水腫……………六〇一  
 第三百五十五項 鼠蹊歇爾尼亞、股歇爾尼亞及び陰囊水腫……………六〇一  
 第七、骨傷……………六〇二  
 第三百五十六項 骨傷……………六〇二  
 第八、眼焮衝……………六〇四  
 第三百五十七項 初生兒眼焮衝……………六〇四  
 第三百五十八項 初生兒眼焮衝の原因……………六〇四



第三百五十九項	初生兒眼焮衝の豫防法	六〇五
初生兒膿漏性結膜炎(初生兒眼焮衝)の豫防法	六〇六	
第三百六十項	初生兒眼焮衝に關する規則	六〇八
第三百六十一項	初生兒の眼に於ける光線の注意	六一三
第九、乳房の腫脹及び焮衝	六二四	
第三百六十二項	初生兒乳房の腫脹及び焮衝	六一四
第十、驚口瘡	六一五	
第三百六十三項	驚口瘡及び其豫防法	六一五
第十一、嘔吐及び下痢	六一八	
第三百六十四項	嘔吐下痢及び其處置	六一八

第十二、腹痛及び便秘	六一九	
第三百六十五項	鼓腸腹痛及び便秘	六一九
第十三、吃逆	六二一	
第三百六十六項	吃逆	六二一
第十四、痙攣	六二一	
第三百六十七項	痙攣	六二一
第十五、丹毒	六二二	
第三百六十八項	丹毒	六二二
第十六、黃疸	六二三	
第三百六十九項	初生兒黃疸	六二三
第十七、擦傷	六二四	
第三百七十項	擦傷及び其處置	六二四
第十八、汗疹	六二五	



第三百七十一項 汗疹……………六二六

第十九、水泡疹……………六二六

第三百七十二項 水泡疹……………六二六

第二十、頭部の鱗屑狀皮脂漏……………六二七

第三百七十三項 頭部の鱗屑狀皮脂漏……………六二七

第二十一、乳皮様痂……………六二八

第三百七十四項 乳皮様痂即ち濕疹……………六二八

第二十二、小兒疾病概論……………六二九

第三百七十五項 小兒疾病概論……………六二九

第五章 助産婦に許可せられたる治療法……………六三一

第一、灌腸法及び肛門坐薬……………六三一

第三百七十六項 緩和灌腸刺戟灌腸鎮癒……………六三一

第二、腔内灌注法……………六三五

第三百七十七項 止血灌注清潔灌注及其方法……………六三五

第三、「カテーテル」使用法……………六三七

第三百七十八項 「カテーテル」使用法……………六三七

第四、體溫計測法……………六三八

第三百七十九項 體溫計測法……………六三八

第五、茶劑製法……………六四〇

第三百八十項 茶劑製法……………六四〇

第六、溫菴法及び寒菴法製法……………六四一

第三百八十一項 溫菴法及び寒菴法……………六四一

第七、芥子泥製法……………六四四



附録

第三百八十二項 芥子泥の製法及び用法……………六四五

第八、水蛭及び吸角使用法……………六四五

第三百八十三項 水蛭及び吸角使用法……………六四五

助産婦の義務及び責任……………六五一

第三百八十四項 經驗少く或は休業せし  
助産婦に開業を許すの  
規定……………六五一

第三百八十五項 規約及び學課の遵守……………六五一

第三百八十六項 德行の嚴守……………六五二

第三百八十七項 住居の制規……………六五二

第三百八十八項 徳義の履行……………六五三

第三百八十九項 助産婦平素の準備及び

第三百九十項 其職に對する義務……………六五三

同時に兩産家より依頼を  
受けたる時の措置……………六五五

第三百九十一項 分娩時の義務……………六五六

第三百九十二項 公事に對する義務……………六五六

第三百九十三項 助産婦の家に於てする  
分娩及び産院の設置……………六五七

第三百九十四項 規定外治療法の制裁……………六五七

第三百九十五項 醫士に對する義務……………六五八

第三百九十六項 出産届の注意……………六五八

第三百九十七項 小兒洗禮の注意……………六五九

第三百九十八項 器械の準備及び學力の  
檢定……………六六〇

第三百九十九項 事務の報告……………六六〇



第四百項 助産婦の誓詞……………六六一

分娩記録一覽表……………付一

# 助産學目次終

## 助産學

### 獨逸

ドレスデン府産科院長  
 樞密醫官教授ドクトル  
 ライプツヒ府大學産科  
 婦人科長樞密醫官教授ドクトル  
 レオポルド  
 ツワイフェル

同著

### 日本

緒方病院産科婦人科長  
 兼産科院長ドクトル  
 同院産科婦人科助手  
 兼助産婦教育所講師  
 緒方正清校補  
 二川銳男譯述

## 助産學總論

### 第一項 助産婦の任務

助産婦の任務は、通常の安産に於て産婦を助け、産兒を處置すべきものにして、兼て妊娠、分娩及産褥中の衛生法と萬事の心得を教ゆへき務めあるものとす。元來



産科的の處置は成規の學業を修め、試験を経て免許を得たる醫師の行ふべきものなるが故、若し妊娠分娩産褥時に當り、母體及生兒に危険の場合あらば、必ず産科醫の治療を請ふべきものとす。

第二項 助産婦の職務

都て、産婦及び産兒の健康不健康及其生死は、一に助産婦の處置の適當なるか、不適當なるかに關するものなれば、助産婦の職務は自づから貴重なるものなることを忘るべからず、故に助産婦が學術及び實地に熟達し、眞實なる處置を施すに於ては、必竟人種を強健にするの媒介たるものなり、これに反して助産婦の學術の乏しきか、又は眞實ならずして、等閑の取扱をなすか、如

きに於ては、實に大なる弊害を醸すべきものとす。されば助産婦の良否は、産家の幸不幸より、牽て一國の盛衰にも關係すと謂つべし。斯の如く助産婦の職務は大切なるものなれば、助産婦たらんと欲するものは、よく學術を修め、政府の免許を受けたる後にも、一層技術を磨きて、其事業に熟達せんことを要す。

第三項 助産婦たるべき資格

凡そ助産婦たらん婦人は、體質強壯にして、助産術を施の際能く其勞力に堪ゆべきは、勿論、五官機能殊に耳目等には、一點の不具なく、聽力及視力特に鋭敏に、手は細く軟かにして、皮膚は緻密なるべく、指は細くして短からず、疣、皴、屈曲等都て一の故障なく、指の感覺は鋭敏



にして、其節々は自在に働き、何事も精巧に營み得べきものならざるべからず。而して助産婦學校へ入り助産學を修めんとするもの、年齢は、凡そ滿二十一歳より三十五歳までの間を最も適當なりとす。

助産婦たる者は、以上の各項を備ふると同時に、確かなる判断の能力、強き記憶の力を有し、慈愛の心飽くまでも深く、人を慈み、他を憐み、假りにも輕々しき舉動あるべからず、耐忍の力は強く、私慾に趨らず、百事勤儉にして誠實なるべきを要す。故に助産婦は常に只管ら産婦を哀み愛するの心を、始終忘れずして、之を補助すべく、其行爲温順、柔和にして、慈悲の情深く、物事に堪忍強く、私の利益を擲ちて産婦の取扱には懇切を盡し、

舉止は極めて清淨なるべく、假初にも目前の細利に惑ひて、心を二にするが如きことあるべからず。又助産婦は嘗て學校に在りし時の品行保證書を、已が住地の市長に示し置くを必要とす。然して亦助産婦は之證書を以て、其身躰上の注意及び保護を受くべきものとす。其他凡ての迷信等に惑ふ様の事なく、又賣藥、調劑等を付與するが如きことは決して爲すことあるべからず。

之に反して、上記の事項に適せざるもの、及び常に痼疾を有し、殊に癩癩、頑固の皮膚病、胸部及下腹部諸病、痛風、花柳病、其他治し難き疾病あるものは、助産婦たること能はざるものとす。

第四項 助産婦脩學の順序



助産婦には、強壯なる身軀と、誠實なる精神の必要なる外、更に適當の順序を逐ひて學問を修めざるべからず、其順序、凡そ左の如し。

一、適當なる豫科。助産婦たらんものは、學校の卒業證書を區醫郡醫の許に携へて之を示し、普通の書籍を讀み、凡ての事を理解して、之を記憶せざるべからざるのみならず、又文字を書し、文を作ることを善くせざるべからず。其他數學に於ては、普通の心得ありて、法律上規定の各種の尺度、衡量を辨へ居ること必要なりとす。

二、助産婦學校に於て受る學術。こしては、先づ人身體の總論より、女子生殖器及び骨盤管の詳論、正規の妊娠、分娩、產褥の論、及び助産婦の務め等を會得し、更に妊

娠、分娩、產褥に來るべき主要なる異常、及び初生兒に於ける主要の疾病等を心得べきものなり。

三、助産婦學校にありて一定の學問を脩めたりと雖、ごも、未だ之を以て助産婦の學術は盡く研究し得たるに非ざるか、故、假令學校の課業を卒へて後も、勤めて助産學を復讀して、嘗て脩めたる所を忘れざる様心掛くべきは、勿論、尙ほ一層其學を究め、自己の引受けたる分娩に關しては、始終注意を怠ることなく、且、産科醫は常に交際して、産科の學術に就き、不明の點を質し、其教を請ふて、己の見聞を廣め、技術を精巧ならしむべきなり。

助産婦は、妊娠、分娩、及產褥の何れの時を問はず、都て



自己の取扱ひたる事實を詳細に書き記して記録となすべし之の記録の順序正しくして確實に然かも詳細なる程其助産婦が己れの任務を重んずるの徴にして産科醫よりの信用は勿論隨て産家の信用も漸く厚くなり産婦を托するもの日を追ふて増加し遂には有名なる助産婦となるを得べし。

# 第一編 人體一般の要領

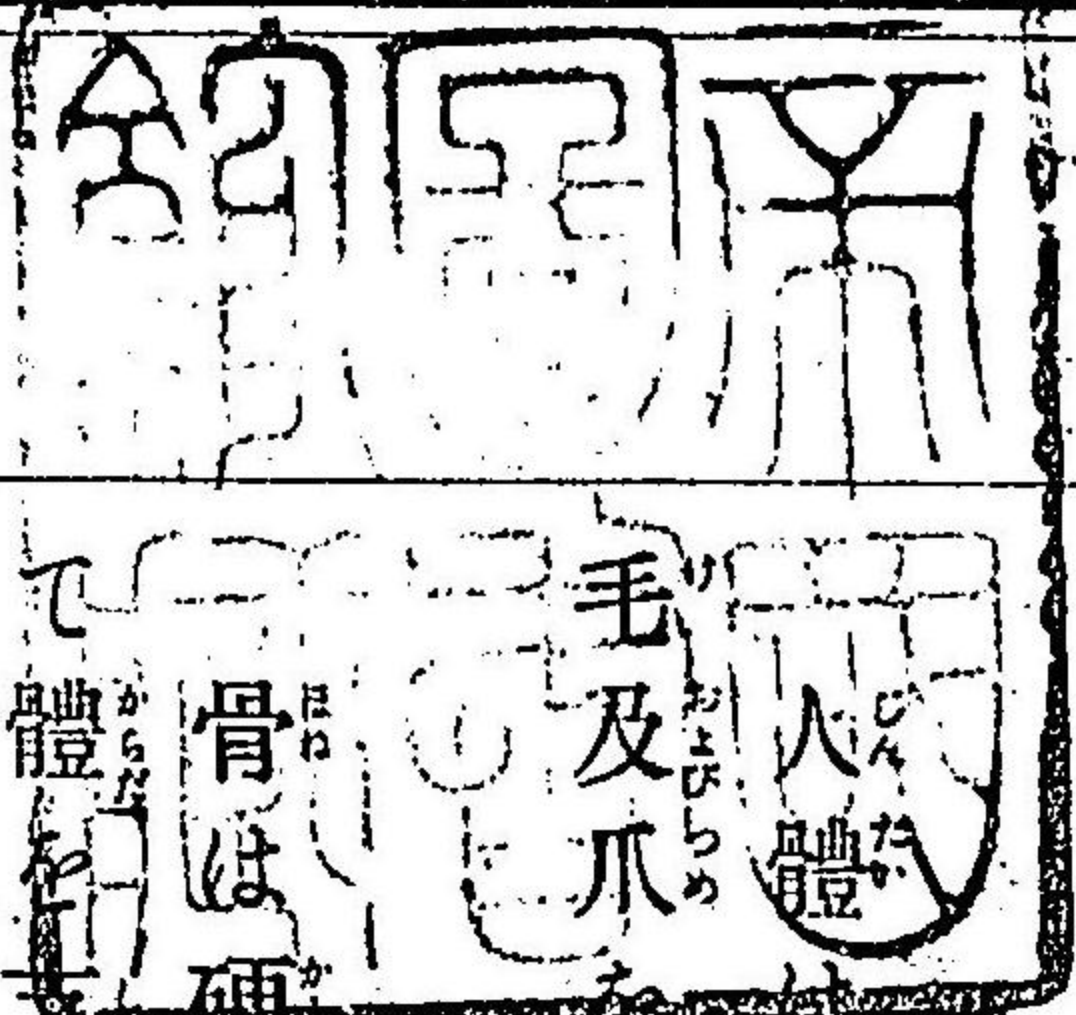
## 第一章 人體の構造

### 第五項 人體の成立

主に骨、靱帶、筋肉、動脈、靜脈、神經、内臓より成り、毛及爪を備へたる皮膚を以て被覆せらるゝものなり。

### 第六項 骨

骨は硬固の物質にして、身體の基礎を爲し之に由りて體を支持し其形容を造りて姿勢を保つものなり又此等の骨は相集りて數多の腔（頭蓋腔、胸腔、脊柱管）を造り、其中には生活に必要な臓器を容藏す、又各骨相連接して一系を成し、人體の基礎として形造られたるも





の骨格と名づく、然れども小兒の骨は多量の軟骨質を含有するが故屈撓し易きものなり。

第七項 靱帯

靱帯は白色にして光澤を有せる柔軟強靱の組織なり、靱帯は各骨の間に在て相互の連結を構成するものなり、其連結の方法は二様にして、其一は自由の運動を営み得べき可動性の關節をなし、他の一は運動を営む能はざる不動性の縫合をなす、此不動性の縫合中には軟骨を存し、更に其結合を強固ならしむるものなり。

第八項 筋肉

筋肉は身體の運動に欠べからざるものにして、赤色の纖維相集りて成り、能く収縮し再び弛緩するの性質

を有するものなり、筋肉は種々の方法に依りて骨に固着し、其収縮に由りて身體を運動せしむるものなり、而して筋肉の骨に附着せる部は、殆んど皆臆と稱する白色強硬の質に由りて固着せらるゝものなり。

第九項 脈管

血管は端なき一系の膜狀管にして、管中には常に血液を盈たし、是を全身に循環せしむるものなり、之を區別して動脈管と靜脈管の二種とす、動脈管は管壁強厚にして一種の搏動を存す、之を脈搏といふ、蓋し此脈搏は心臟の収縮する毎に脈管内に血液を射出するに由りて生ずるものなり、手根の大なる動脈管は皮膚の直下に位するが故指を之に觸接すれば明かに脈搏を



觸知するを得べし。  
 靜脈管は管壁菲薄にして、其内の血液は徐々に流通するが故、動脈の如く搏動を生ずることなし、皮膚の直下にある靜脈は、其管内の血液のために青色に透視するものなり。  
 血液は絶へず體內を循環するものにして、初め心臟より動脈管の内に射出せられ、夫より恰も樹の枝の如く、漸次無數の小枝に分るゝ、動脈中を流通して全身の諸部に至り、更に最も微細なる脈管、即ち毛細管の内を流れて榮養及分泌の機能を終へ、次で再び樹枝の漸次相集りて幹となるが如き狀の靜脈管内を流通して、再び心臟に歸るものなり。

血液は全身の諸部を榮養して其組織を構成し、且體內諸部の種々なる腺組織（腺組織とは生活に必要な液質を製するの器關なり）中に入りて、生活に必要な各種の液質を分泌するの用をなす、例令ば乳汁、尿、膽汁、唾液、粘液、胃液、腸液、汗等の如き之なり、故に血液は生活に最も必要の液にして、若し多量の血液を失ふが如きは勿論、假令少量なるも久時度々に失ふ如きことあれば、大に健康を害ひ、甚しきに至りては終に死を致すことあり。  
 血管の外、尚ほ淋巴管一に水脈管と名くるものあり、て、白色乳様の淋巴なる液を盈たす、淋巴管は食物物の消化して生ぜる液狀の榮養物を腸管より吸收し、管内



を流通して血液中に送り、身體榮養の爲に消費したる血液を補ふものなり。

第十項 神經

神經は腦髓及び脊髓より發生せる白色の纖維にして、普く全身の諸部に布蔓す、但し毛及爪には神經を有せざるものなり、吾人身體の知覺と運動とは、共に皆な之れ神經によりて發起さるゝものにして、若し神經を強く壓するか、又は之を捻る時は疼痛を感じ、又適度に神經に觸るれば爽快なる感覺を發すべし、故に神經の多く分布せる部は、從て疼痛も亦甚たしきものなり。

第十一項 内臓

内臓とは體内の腔洞中に容藏せる器關の總稱にして

て、就中緊要なるものは、腦髓、脊髓、心臟、肺臟、肝臟、脾臟、胃腸、腎臟及生殖器にして、各位置及構造を異にす、其他五官器も亦之に算入すべし、五官器とは皆腦髓と連合せる器官にして、視器、聽器、嗅器、味器及觸器之なり、觸器は全身の表面に存在して、觸覺の働を掌るものなり、

第十二項 皮膚

皮膚は身體の表面を隈なく包める一系の被膜にして、其中には觸官を備へ、二種の用をなす、即ち一は下位組織を被覆して、身體を保護し、一は生命を有つに必要なる汗を分泌して、血液中の不要の成分を排除すべし、又手掌及足蹠等の部を除くの外、皮膚の表面には毛を發生し、殊に二三の緊要なる部には、毛髮を叢生して其



部を保護す、手指及足趾の終端には、爪を備へて精巧なる技術を行ふに適應せしむ、其他皮膚の下には脂肪組織ありて、更に身體内部の保護を強くす。

第十三項

人身體の大別

人身體の部分を外觀上より大別して、頭、軀幹、四肢の三部をなす。

第十四項

頭

頭を別ちて、頭蓋と顔面との二をなす。頭蓋は一個の前頭骨、一個の後頭骨と、二個の顱頂骨及び二個の顱顳骨都合六個の骨相聯絡して成り、内部は、一の大なる腔を形成す、名けて頭蓋腔といふ。大人の頭蓋骨は硬固にして、各骨の邊緣は鋸齒状を呈して隣

骨の邊緣と相互に聯絡す、此聯絡を縫合といひ、亦啣縫と名く、頭蓋腔内には精神及知覺の中樞たる腦髓を容藏せり、但し小兒の頭蓋骨に就きては、後章第五十五項に詳論すべし。

顔面は數多の骨より構成せらるゝも、就中注意を要するは、兩側の鼻骨、兩側の上顎骨及び善く運動すべき下顎骨之なり、上顎骨と下顎骨とによりて口腔を圍めり、此腔内には味器及消化器(齒牙、唾腺、舌)を備へり、眼窩、耳腔、鼻腔は各々是に適へる器關を藏す。

第十五項

軀幹

軀幹を頸部、胸部、腹部の三部に區別す、軀幹を支ふる骨は主に脊柱と骨盤とに據る、脊柱は二十四個の脊椎



より成り互に運動すべき結合をなせり(眞脊椎)眞脊椎は七個の頸椎十二個の胸椎五個の腰椎之なり、脊柱の内部を通過せる一條の長き管あり、内部に腦の連續なる脊髄を藏し、之が保護の用をなせり。

骨盤は軀幹の下部を形ち造くるものにして、此骨盤ご其内部の内臓ごは、助産婦に向ひて殊に緊要なるが故、更に後章(第廿一項乃至四十二項)に於て詳述すべし。

第十六項

頸部

頸部には表面に就て、前部一名喉頭部、後部一名項部、及び兩側部を現はせり、其頸部の前方は筋肉及び皮膚に被はれ、其下には甲状腺あり、其後には喉頭ありて、氣管に連なり、肺臓に達せり、氣管の後に食管あり、此管は

胸腔を通過し、胃に達するものなり、又項部には七個の頸椎あり、頸の兩側部には數多の太き動脈、靜脈、神經を通過せり。

第十七項

胸部

胸廓は胸部諸骨の連合によりて構成せるものにして、前方は胸骨、後方は十二個の胸椎より成り、兩側は各々十二個づつ、即ち總計二十四個の肋骨より成る、肋骨は各胸椎の兩側に一個づつ、接着すべし、而して胸廓に依りて胸腔を圍繞し、腔内には二個の肺臓ご、大血管を有せる心臓ごを包藏せり。

肺臓は呼吸器の最も主要なるものなり、吾人の周圍にある空氣は、鼻口より入りて、氣管を通過し、肺臓に至



りて之を膨張せしむ、是即ち吸氣にして、此際生活を保つに最も必要な空氣の一分、即ち酸素を血中に吸収し、呼氣の際には血中より水蒸氣と炭酸とを排除すべし、此作用に依り、肺中に於て血液は鮮紅色となり、再び榮養に用立つものなり。

斯く鮮紅色となりたる血液は、肺臟より出て、心臓に流入するものなり、心臓は一の内空なる筋肉の嚢にして、殆んど胸腔の正中に於て、兩肺の間に位せるものなり、心臓は二個の前房と二個の心室とより成るものにして、其間内壁に依りて右心と左心とに分る、各側の前房と心室とは一個の孔に依りて相交通するものなり、右心は一旦其用を経たる血液を受けて、之を肺臟

中に送りて、空氣中の酸素に依り、再び純良の血液となす、左心は肺臟より新鮮の血液を受け、之を全身へ送る者なり。

心臓の運動は其收縮作用によりて起り、健康なる大人に於て一分時間に凡そ七十回反覆すへし、故に之と共に心動と同數なる脈搏を同時間に算し得へし。

横隔膜は筋と腱より成れる膜にして、上方に穹窿し、肺臟の下部に緊張し、胸腔と腹腔との境界をなせり。

第十八項 腹部

腹部は前方は心窩一名胃窩、側方は季助部より骨盤に至るの間にして、其前方と側方とは腹壁より成り、後には五個の腰椎より成り、上は横隔膜に界し、下は骨盤に



界するものなり、而して腹壁は皮膚、脂肪、腹筋より成り、腹筋の前方正中線に於て、薄き膜状の腱様組織、即ち所謂白條を現し、白條の中央に臍あり、之の腹腔内には消化器と泌尿器を容藏す。

消化器は主に胃、腸、肝、脾、肺等より成る、胃は一の膜様嚢にして、腹腔の上部所謂心窩に位す、胃の内壁よりは絶へず酸性の液を分泌す之を胃液と云ふ、胃液は胃中に入れる食物を消化し、恰も粥の如きものとなす之を糜粥と名く、此糜粥は胃の收縮運動に依りて漸々腸に送らる、腸に入れば胆嚢より出る胆汁と脾より出る脾液と腸より出る腸液を受け、相混合して白色の榮養液、即ち乳様液に變す、此乳様液は淋巴管に吸收せられて

血中に送らる、然れども消化せられざる食物は腸中を通り、糞となりて肛門より排泄せらるゝものなり。

腸を二種に區別す、一は小腸にして長く、一は大腸にして短くして太し、大腸の最下部即ち肛門の上部を名けて直腸といふ、胃より小腸と大腸を通り、肛門に至る迄を稱して腸管といふ、腸管も亦生活中は蠕動様の收縮によりて其内容を下方に移動せしむ。

肝臓は横隔膜の直下にありて、胃の右に位し、胆汁を製するの器關なり、胆汁は胆嚢中に溜り、胆管を経て胃に近き腸管に注ぐ、又胃の後に脾臓あり、其左には脾臓あり。

泌尿器は二個の腎臓にして、腹内の後部なる最上腰



椎の兩側に位す、腎臓よりは膜様の管即輸尿管を發生し、膀胱に達す、尿は腎臓に於て分泌せられ、輸尿管を通じて膀胱内に溜り、終に尿道より排泄せらる。腹腔の内面と其内に存する内臓とは共に一系の薄膜に由て被はる、此膜を腹膜といふ。

第十九項 四肢

四肢を上肢及下肢の二種に區別す。

上肢の上端は、後は肩胛骨、前は鎖骨に據りて胸廓に附着し、自由の運動を營むべきものなり、上肢を分ちて更に上膊、前膊及手の三部となす、上膊には上膊骨あり、前膊には橈骨と尺骨の二骨あり、手は尙ほ小別して手腕、手掌及指の三部となす、而して手は數多の小骨より

集成せらる。

下肢は骨盤の兩側にある髀臼と關節と、亦自由なる運動を營むべきものなり、下肢を分ちて更に上腿、下腿及足の三部となす、上腿には上腿骨あり、全身中最長き骨なり、下腿には脛骨と腓骨の二骨あり、足は尙ほ小別して足跗、足蹠及趾の三部となす、其他、膝の前面には扁平圓形の骨あり、之を膝蓋骨といふ。

四肢には數多の筋肉あり、共に長き腱を備へて各骨に附着し、之に依りて手足に自由なる運動を營ましむるものなり。

總て人體の各部を明かに示すために體位體向なるものあり、即ち單に上方といへば顛頂の方を示し、下方



さいへば足跡の方を示し、前方さいへば身體の前面の方を示し、後方さいへば背面の方を示す、又左方、右方さいへば必ず其人の左側或は右側の方を示すものなるべし。

### 第二章 婦人固有の體格

#### 第二十項 男女體格の差異

女子は男子とは體格の構造著しき差異あるものなり。  
一般に女子は男子より體格の小なるものなり、故に女子の骨は男子の骨より小さくして細く、上肢、手、及足部も男子より細くして短し、然れども女子の下肢殊に其上腿は男子の上腿に比ぶれば却て太きものなり、女子

の筋肉は男子よりも發育弱く、隨て力も亦弱し、又皮膚の下には何處にも多量の脂肪あり、之に據りて軀幹及び四肢は自ら圓みを帯び軟かなり、女子の身體中特に目立てる部分は、肩狭くして腰の反て廣きにあり、胸腔は男子の胸腔より狭小なるも、腹腔は却て男子より廣くして長し、然れども通例骨盤と生殖器との差異によりて、男女を區別するものなり。

### イ、婦人の骨盤

#### 第二十一項 骨盤

軀幹の下端に存せる大なる骨を骨盤と名く、骨盤は薦骨、尾閭骨、及兩側の無名骨の相連合して成れるものなり。



第二十二項

薦骨

薦骨は殆んど三角形にして、恰も鋤鉄の形をなす、其廣大なる上端は第五腰椎の下端に联接し、其部前方に突出す名けて薦骨岬といふ、其鈍き下端は尾閼骨に接合し、其部は運動するを得べし、薦骨の前面は内方に向ひて陥凹し、後面は之に應じて凸隆す、薦骨の兩側には耳の形を爲せる粗縷面ありて、兩側の無名骨と接合す、薦骨は骨盤後壁の大部分を形成し、小兒の時は薦骨の全部軟骨にして、五個の椎骨に分る、故に之を假椎といふ、蓋し其各椎の結合少しも運動し能はざるが故かく名けたるものなり、已に成長すれば此各椎骨は相癒着して、唯横徑の一線を遺し、一個の骨となる、又薦骨の前

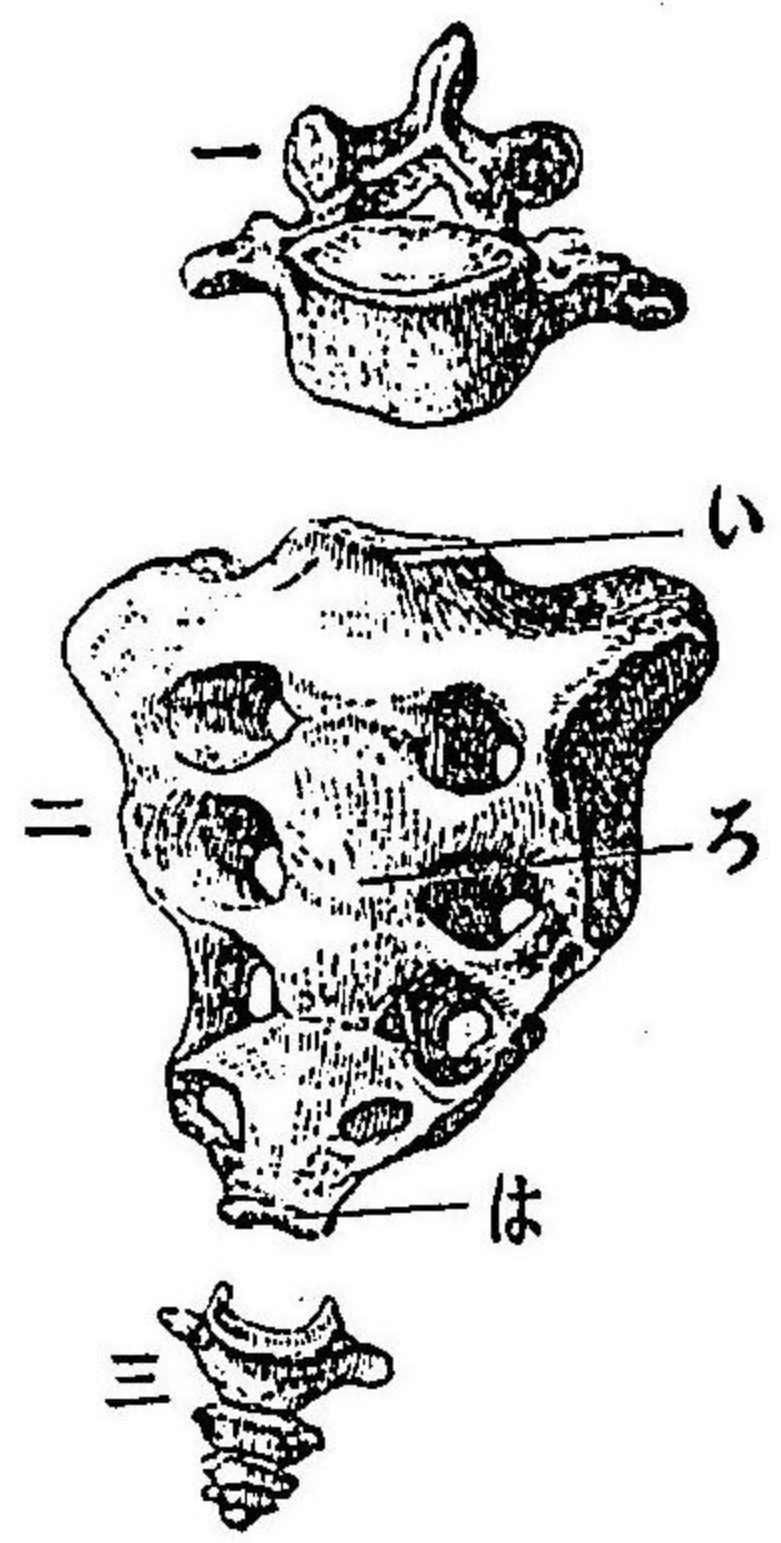
面と後面には各々四對若しくは五對の孔ありて、脊髓より主に下肢に分布する大なる神経を通ぜり。

第二十三項

尾閼骨

尾閼骨は三個若しくは四個の小さい骨の癒合して成る

第一圖



一、最下腰椎  
二、薦骨、但し前面より見たるもの  
三、尾閼骨  
薦骨前  
面の陥凹  
は、薦骨の  
下端  
ものにして、薦骨の下端に接合し、運動する處を得るものにして、而して

て其尖端は下方に向へり。

第二十四項

無名骨

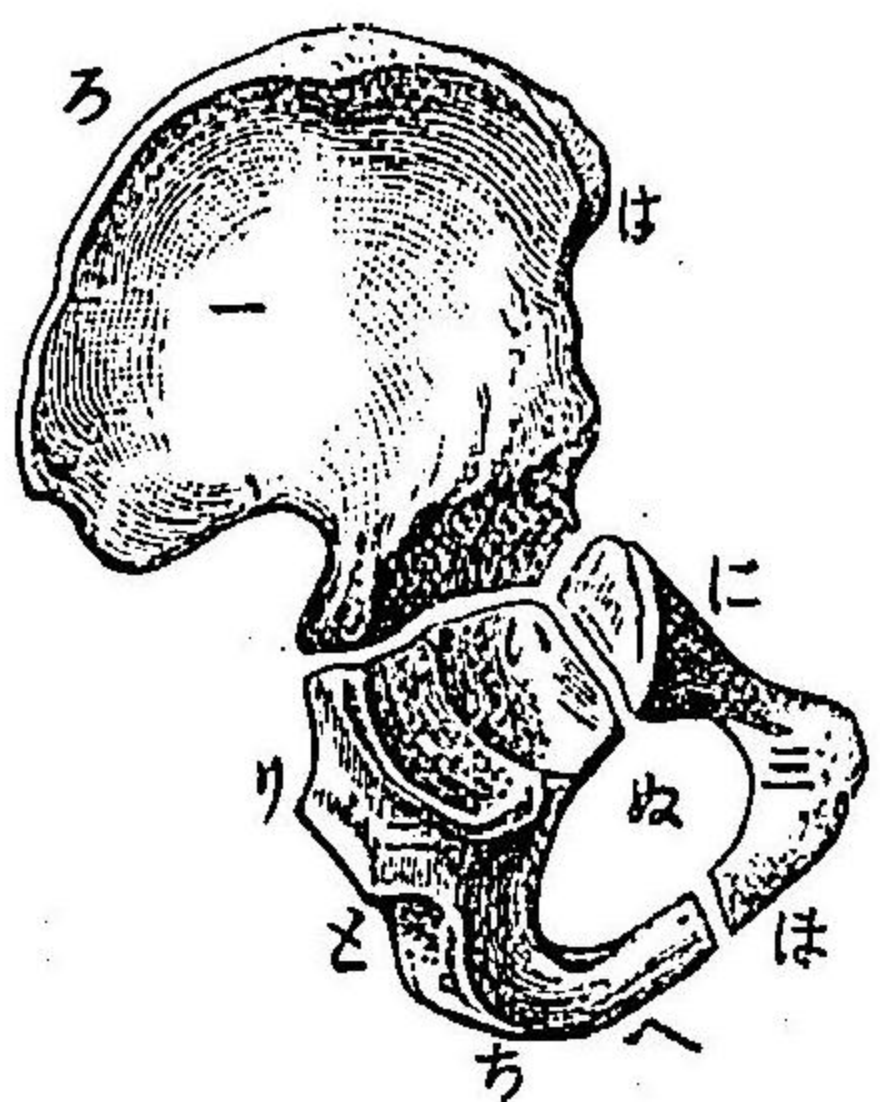
無名骨は骨盤の左右に存する二個の大骨にして、骨盤の側壁と前壁とを構成す、無名骨は小兒の時には軟



骨によりて三個の骨に分るものなれども、春期發動期に至れば相癒着して一個の骨となる。此の三個の骨は髌臼の部に相癒合するものにして、其上方のものを腸骨といひ、下方のものを坐骨といひ、前方のものを耻骨といふ。

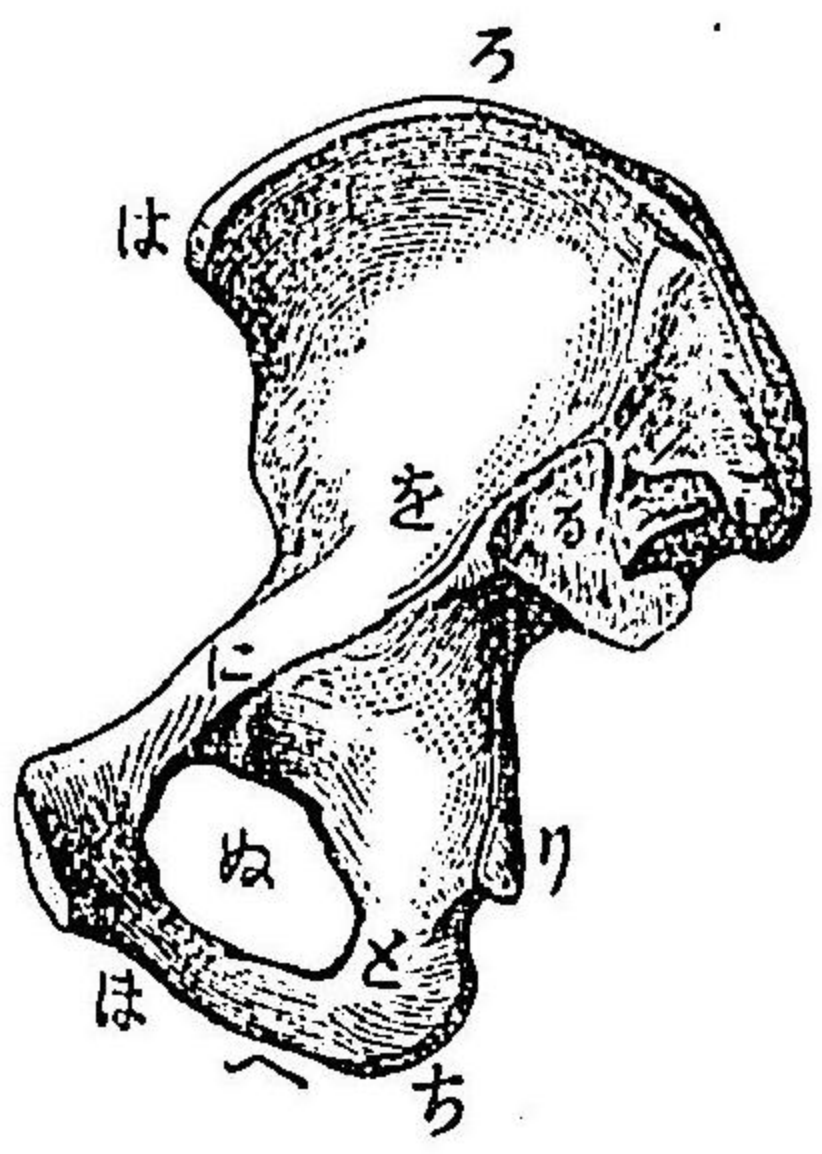
一、腸骨を分ちて二部となす、即ち下方の強厚なる部を體といひ、上方の扁平なる部を翼といふ、腸骨翼の上縁は一帶の隆起を成し之を腸骨櫛といふ、腸骨櫛の前後兩端は鈍くして圓形を呈す、其前端を腸骨前上棘といひ、後端を腸骨後上棘といふ、腸骨の内下縁は彎曲せる一線をなす名けて無名線といふ、腸骨の後方には耳の形をなせる粗澁面あり、此面は軟骨と靱帶とにより

第二圖



右側無名骨、但し外方より見たるものにして三部に分ちて示す

第三圖



右側無名骨、但し内方より見たるもの

三二、腸骨、耻骨、坐骨、髌臼、大腿骨、腸骨前上棘、腸骨地行枝、耻骨上下行枝、坐骨上下行枝、坐骨結節、坐骨棘、閉鎖孔

て薦骨と接合す、又腸骨の下方には一の截痕あり、坐骨の後縁と共に腸骨坐骨截痕を形成す。

二、坐骨を一體二枝に分つ、其後方なる一枝を下行枝といひ、前方なる一枝を上行枝といふ、下行枝の後縁に一の突起あり、坐骨棘と

粗澁なる耳状の面、薦骨と聯接するもの、無名線、爾他の圖解は凡て第二圖の如し



いふ、下行枝の下端は骨質著しく肥厚す之を坐骨結節  
といふ、坐位に於て身體の重點は此結節に落るものな  
り、上行枝は坐骨結節より前方に向ひて昇り耻骨に至  
る。

三、耻骨は外生殖器の位せる部に存する骨にして地  
平枝と下行枝とに分つ其地平枝の上方は銳き縁をな  
し、其縁の後方は腸骨の無名線に移行す、左右の耻骨は  
身體の中線に於て軟骨と靱帶によりて固く接合す、下  
行枝は此接合部より下方に向ひて走り、坐骨の上行  
枝と接合し、之によりて耻骨弓を形成す、其上際を耻骨  
弓項といふ、又耻骨と坐骨の間には一の橢圓形の孔  
を現す、是を閉鎖孔といふ、常に小孔ある臆様の膜に由

りて閉鎖せらるゝものなり、其内外兩側は筋肉より被  
覆せらる。

第二十五項 骨盤の联接

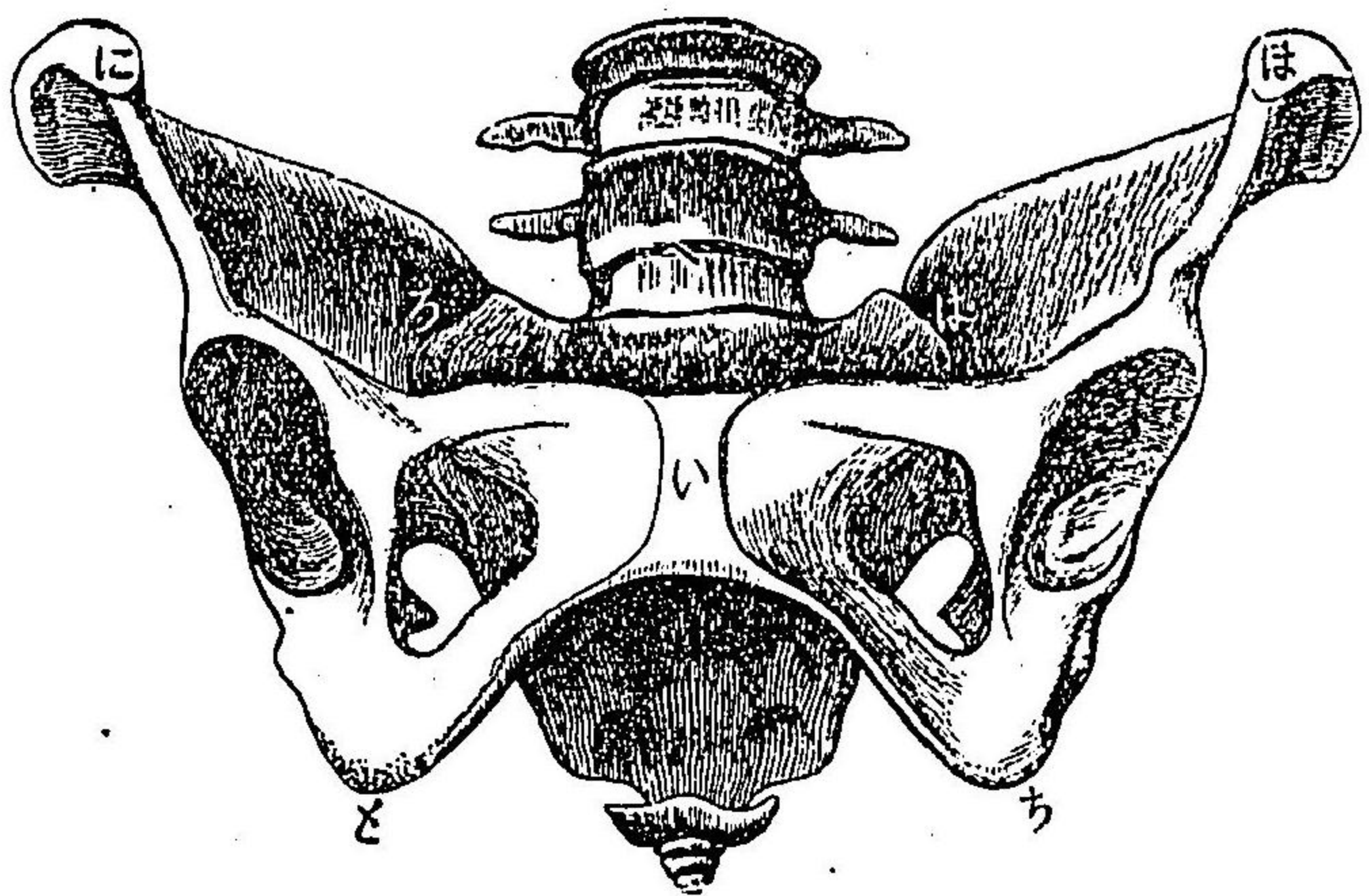
骨盤には四ヶ所の联接を有し、就中三ヶ所は運動す  
るを得べき联接にして、一ヶ所は運動すべからざる聯  
接をなせり。

運動するを得べき三ヶ所の联接は、左右の薦腸軟骨接  
合と、薦骨尾閶骨關節とにして、薦腸軟骨接合は骨盤の  
後方に於て左右の腸骨が薦骨の兩側に接合して成る  
ものにして、之に據りて骨盤輪を稍々上下の方向に運  
動せしめ得べきものなり、又薦骨尾閶骨關節は薦骨と  
尾閶骨との關節にして、分娩時に際しては尾閶骨は後



方に壓排せらるゝを得るものなり。

第四圖

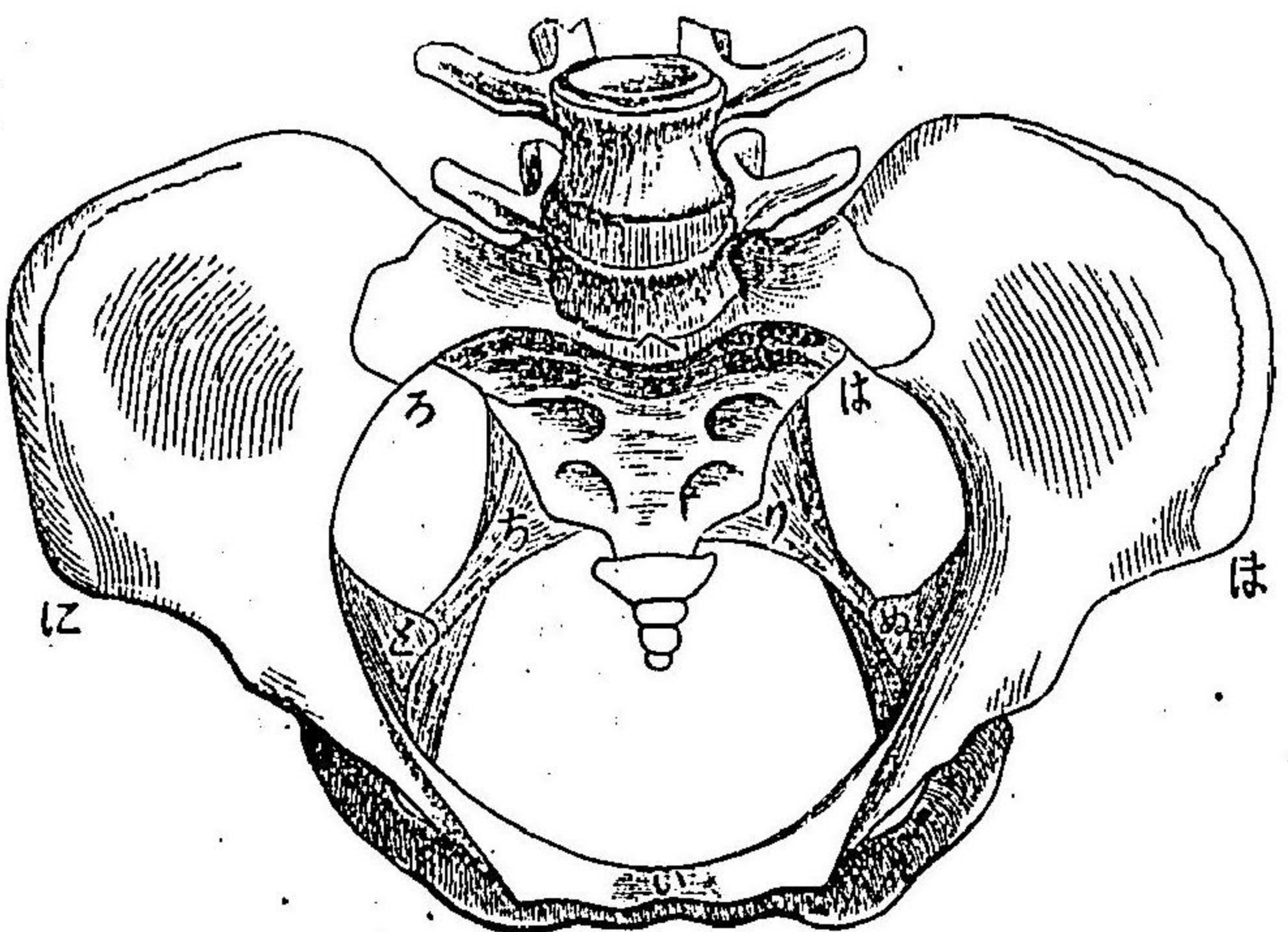


骨盤  
い、耻骨軟骨接合  
ろ、右薦腸軟骨接合  
は、左薦腸軟骨接合  
に、右腸骨前上棘  
ほ、左腸骨前上棘  
へ、薦骨岬  
さ、右坐骨結節  
ち、左坐骨結節

運動すべからざる一ケの聯接は耻骨軟骨接合にして、兩側の耻骨が身体の正中線に於て相接合して成るものなり、其他坐骨薦骨、薦骨及び尾闕

第五圖

の際胎兒は此管内を通過して娩出するものなり、此管



骨盤  
い、耻骨軟骨接合  
ろ、右薦腸軟骨接合  
は、左薦腸軟骨接合  
に、右腸骨前上棘  
ほ、左腸骨前上棘  
へ、薦骨岬  
さ、右坐骨結節  
ち、左坐骨結節

骨の側縁この間に緊張せり、第二十六項、骨盤の區別、骨盤は上記せる如く四ヶの骨の相接合して、一條の管を形成するものにして、分娩の際胎兒は此管内を通過して娩出するものなり、此管



の上口は大にして前方に向ひ、下口は是よりも小にして四方骨によりて圍繞せらる、又骨盤を二部に別ち、後方は薦骨岬、兩側は無各線、前方は耻骨地平枝の上縁に由り界し、其上部を大骨盤といひ、下部を小骨盤といふ。

第二十七項 大骨盤

大骨盤の後壁は第四及第五腰椎より成り、兩側は左右の腸骨翼より成り、前側は腹壁より成る、而して腹壁は柔軟なるが故に大骨盤は容易く前方に擴張することを得べし、妊娠せざる婦人の大骨盤は腸管に依りて充盈せらるれども、既に妊娠して第四ヶ月に至れば、子宮は小骨盤より大骨盤内に上昇して此部を占居すべく、膀胱も亦尿の充滿せるときは、大骨盤内に上昇するも

のなり。

骨盤の大小を知るために各種の徑線を設く。

大骨盤の横徑線とは、一側の腸骨前上棘より他側の腸骨前上棘に達する徑線にして、凡そ廿四仙迷即ち我七寸九分あり、又一側の腸骨櫛より他側の腸骨櫛に達するの徑線は凡そ廿八仙迷即ち我九寸二分あり、又直徑線とは、終末腰椎の棘状突起より耻骨軟骨接合の上縁に至るの徑線にして、凡そ十九仙迷即ち我六寸三分あり。

第二十八項 小骨盤

小骨盤は大骨盤よりも分娩に大なる關係を有するものなり、小骨盤は固く結合せる骨壁より構成せらる



が故に擴張すること能はざるものす、隨て骨盤の構造佳良にして適當なる廣さを保てるものは、分娩に際し規則正しく成熟胎兒を通過せしめ得べきも、否らざれば困難なる障害を來すものなり。

第二十九項

小骨盤各部の區別

小骨盤の上部を中部に比すれば、廣くして且つ形狀を異にし、又中部と下部とも各々形狀を異にす、之を以て小骨盤を三部に區別す、即ち骨盤入口、骨盤腔、骨盤出口、之なり。

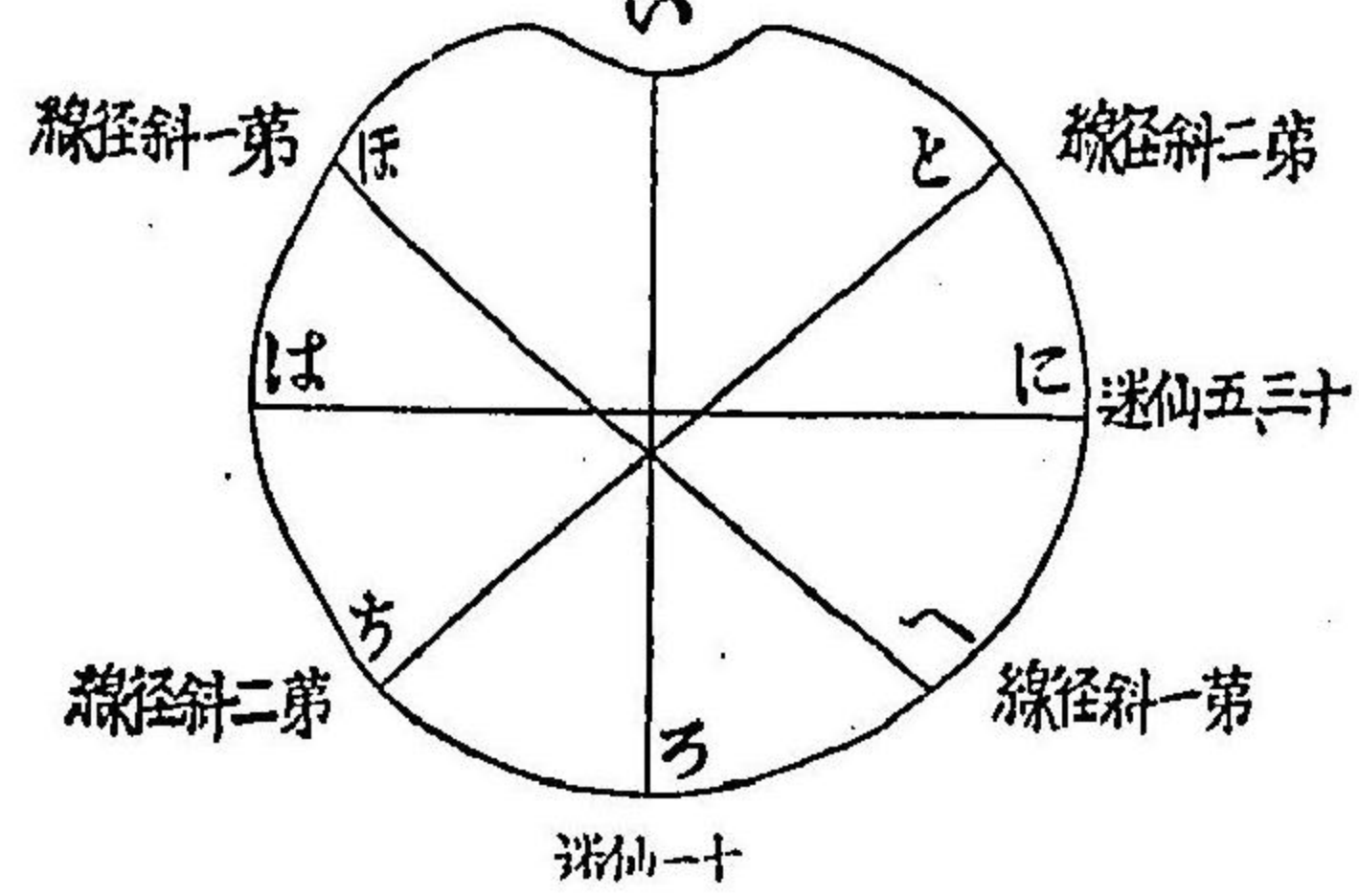
第三十項

骨盤入口

骨盤入口は、後側は薦骨岬、兩側は無名線、前側は耻骨地平枝の上縁より圍繞せられ、其形横卵圓形にして、薦

骨岬の所は内方に凹めり。

骨盤入口に四ヶの徑線あり。



線徑及び形状の口入盤骨

直徑線  
横徑線

一、直徑線は薦骨岬の中央より、耻骨軟骨接合の上縁に至る徑線にして長さ十一仙、迷即ち我三寸六分三厘あり。  
二、横徑線は一側の腸骨無名線の中央より、對側の同所に至る横徑線にして、長さ十三、五仙、迷即ち我四

寸四分六厘あり。





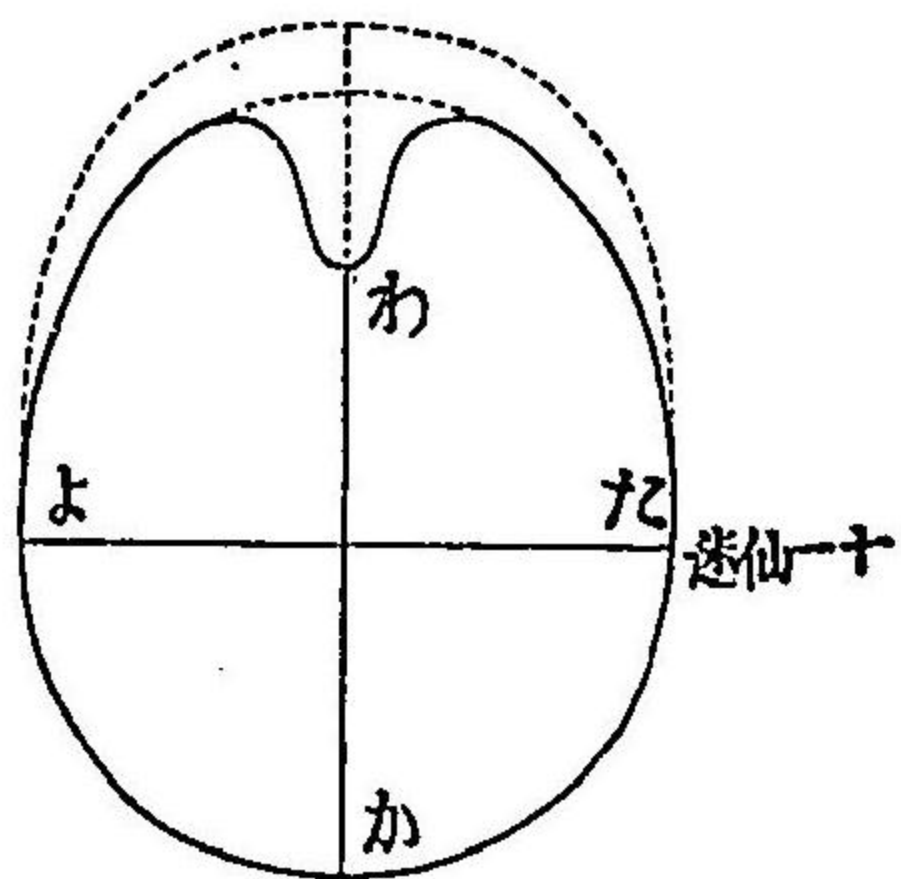


骨軟骨接合の下縁との間なり。

第三十二項 骨盤出口

骨盤出口の後側は尾閭骨の尖端、兩側は坐骨結節、前側は耻骨弓より形成せられ、其形は殆ど圓形をなす、然れども分娩時には尾閭骨を後方に壓排するが故に、其形は稍前後の橢圓形を

第八圖



骨盤出口の形状及線徑

直徑線  
横徑線

なすものなり。  
骨盤出口に二ヶの徑線あり。

一、直徑線は尾閭骨の尖端より耻骨弓頂に至る徑線にして、長さ十仙迷、即ち我三寸三分あり、若し尾

閭骨を後方に壓排するときは十二仙迷、即ち我三寸九分

六厘より、其以上にも延長するを得べし。

二、横徑線は左右の坐骨結節間の徑線にして、長十一仙迷、即ち我三寸六分三厘あり。

以上の諸徑線中、骨盤の各部に於て最も大なる徑線は、骨盤入口に於ては横徑線、骨盤腔に於ては斜徑線、骨盤出口に於ては直徑線なりとす。

第三十三項 骨盤爾他の要件

其他、骨盤に就きて注意すべきは、骨盤の高さ、骨盤の傾斜、骨盤腔の彎曲なり。

第三十四項 骨盤の高さ

小骨盤の高さは、即ち骨盤入口と骨盤出口との距

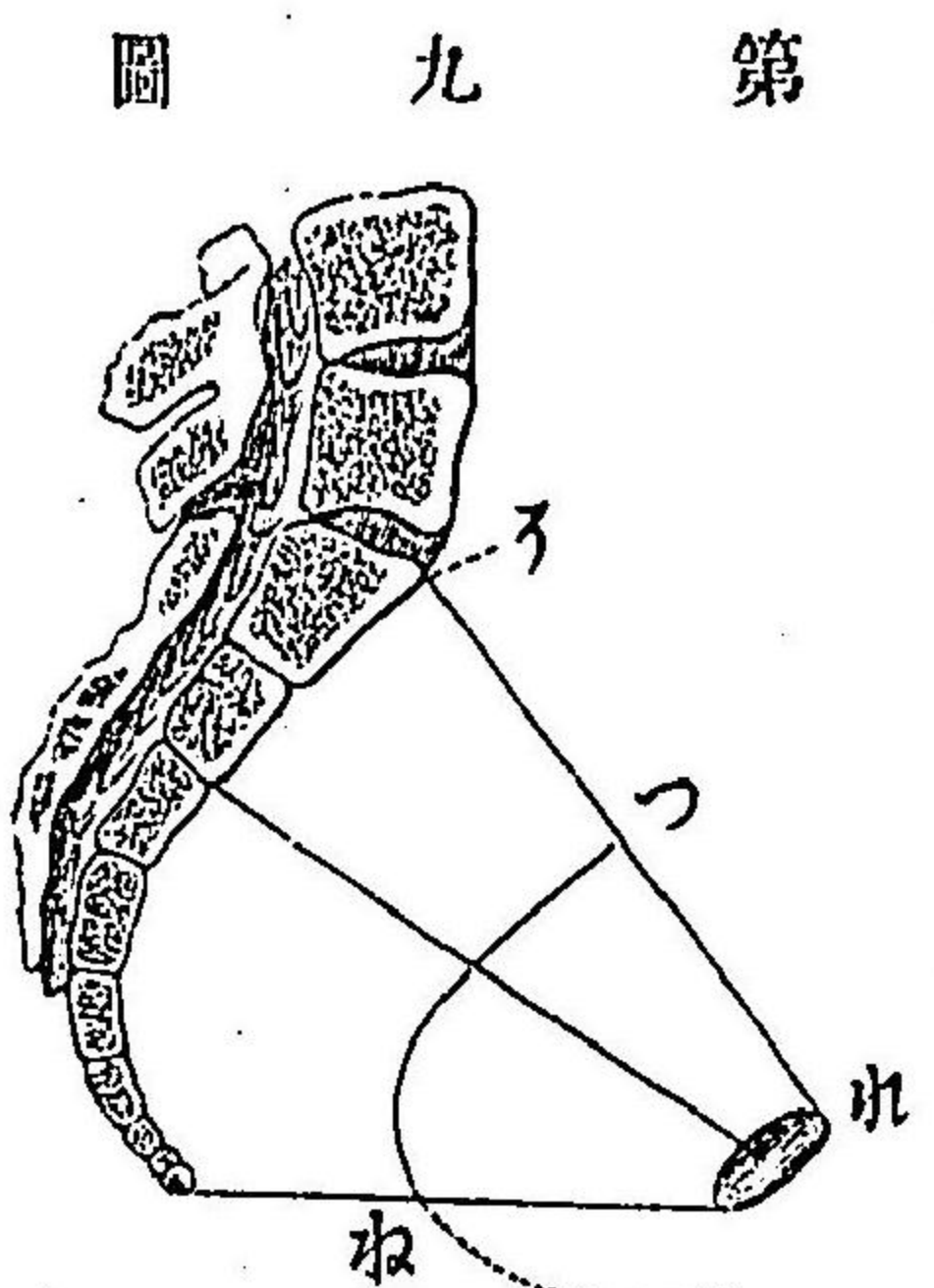


離をいふものなり、小骨盤後壁の高さは薦骨岬より尾閼骨の尖端に至るの距離にして、十二仙迷即ち我三寸九分六厘乃至十三、五仙迷即ち我四寸四分六厘なり、小骨盤側壁の高さは、無名線より坐骨結節に至るの距離にして、九仙迷即ち我二寸九分七厘乃至十仙迷即ち我三寸三分なり。

小骨盤前壁の高さは、耻骨軟骨接合の上縁と下縁との距離にして、僅かに四仙迷即ち我一寸三分二厘なり。故に小骨盤の後壁は前壁に比し、殆んど三倍半余高きものなり。

第三十五項 骨盤の傾斜  
骨盤の傾斜とは直立せる身體の位置に於て、骨盤が

水平線に對して取れる傾きの方向をいふ、而して骨盤



曲彎及び斜傾の盤骨

入口の傾きは上方に向ふより、前方に向ふこと強し、故に薦骨岬は耻骨軟骨接合の上縁より高きこと凡そ十仙迷即ち我三寸三分なり、從て骨盤入口は後方より前方に低く傾斜せ

るものなり。

第三十六項 骨盤腔の彎曲

骨盤腔の彎曲は、薦骨前面の陥凹に由りて成るものにして、骨盤入口の中央より骨盤腔の中央を貫き、骨盤



出口の中央に引きたる線は、即ち骨盤彎曲の方向を示すものなり。此線を名けて骨盤の誘導線或は骨盤軸といふ。

第三十七項

正しく構造せる骨盤の徵候

構造佳良なる正き骨盤を有てる婦人は、其身軀眞直に發育し歩行する時にも眞直に歩み、腰部適度に廣く耻骨部と薦骨部は平等に圓みを帯び、最終の腰椎部は少しく彎曲し、外陰部の位置余り下方に偏せざるものなり。且つ従前成熟胎兒を安く分娩し、分娩後に痛風又は骨盤の骨痛に罹れることなき等は、骨盤の構造適當なるの徵なりとす。渾て外觀上婦人の體格全く異常なきも間々骨盤に異常の存することあるものなれば、實

地上最も注意して内外兩部より産科上の計測法を施して、其正規なるや否やを豫知すべきものとす。

(註)左の一篇は、ドクトル緒方正清氏及高橋辰五郎氏が多數の實驗上より得られたる成績を、嘗て東京醫學會雜誌第十卷第二十號に公にせられたるもの、中更に助産婦に必要なるものを摘載して參考に便するものなり。

○日本婦人に於ける生體骨盤外検査の成績

我邦醫學中産科學の如きは尙完全なる進歩を遂げたりと云ふべからず、從て斯の學に緊要なる種々の調査報告の如きも、充分なるものは少なく、常に遺憾とする所なり。殊に骨盤計測の如きは實地産床に臨み、分娩を處置する方針を



示すべき重要な事件なるが故久しく余等の注意を喚きたれども、多忙の中直ちに成就し得べきの業にわらず、閑を踏みて之に從ひ、茲に約そ四年間に漸く五百余人の材料を得たり、これに益する外計測法は、主に骨盤の外徑線にして、彼の小骨盤出口の外徑線の如き者は、頗る緊要なる者なれども、婦人の検査を肯んせざるもの多く、從つて之を計測せるもの稀れなり、故に茲にこれを省くこととせり。

現今學說上、外計測を施すべき徑線は次の六種なり、即ち(一) 外直徑線 (二) 各腸骨前上棘、腸骨、大轉子の距離 (三) 後上棘間の距離 (四) 薦骨及び腸骨、櫛の長徑 (五) 骨盤出口の横徑 (六) 兩外斜徑線なり、今余等の述べんとするは、(一) 及び(六)の三種の徑線なり、之れは實際上誠に必要にて、且

つ容易に検査し得らるゝか故なり。

一、外直徑線は第五腰椎の棘突起と耻骨縫際前上縁の間を計測せるものにして、之れ骨盤入口の直徑線の長さ(一)を定むるの標準たるべきものなり、然れども其内直徑線を定むるに必要なる、耻骨縫際及び後骨盤壁の厚さ一定せず、且つ薦骨岬の部位は外直徑線よりも上に位し、其方向の相一致せざるが故、單に外直徑線のみを以て骨盤の廣狹を判定する事能はず、只其診斷の豫備たるべき頗る緊要なるものなり、スクツチ氏に依れば、外直徑線の内より九、二仙迷を除き、其残り七人迄は必ず狭窄骨盤なりと、故に外直徑線の計測上、狭窄骨盤の疑ひあらば、必ず詳しく内検査法によりて之を確かめざるべからず。

二、兩腸骨前上棘及び兩腸骨櫛間の距離 マルチン氏に



依れば兩腸骨前上棘間の距離は平均二十五仙迷にて、兩腸骨間の距離は二十八仙迷なりと、然れども實際其距離は各人に依りて著しき差異あるものにて、殊に尙、病性の骨盤に於ては、兩前上棘間の距離は割合廣きものなり、又兩腸骨間の距離より骨盤入口の横徑の長さを推測するに、此は腸骨翼の傾きと、無名線及び腸骨櫛間の距離の多少に依りて差異あれども、エツツエル氏は普通の骨盤なれば平均一四、一仙迷、扁平骨盤なれば平均一一、五仙迷を減すべしと云へり。

三、兩大轉子間の距離は獨乙婦人にては平均三十二仙迷なり、此の距離を以て内徑線を推定するは、亦大腿骨の發育に大なる差異あるが故、固より適當とすべからずと雖も、唯此距離を兩腸骨櫛間の徑線に比べ、其長徑の同一なるか、若くは却て小なるときは、骨軟化症に因る狹窄骨盤の疑を

置くべき利益あり。

四、外斜徑線は斜徑狹窄骨盤の有無を診斷すべきものにて、其必要の場合稀なるものなり。

五、骨盤外周圍徑は第五腰椎棘狀突起の尖端より大轉子及び腸骨櫛を徑て、耻骨縫際前上縁に於て左右相會合する所の線にして、其婦人の肥たると瘦たるとに依り、甚しき差異あれば、特に緊要なりと云ふべからず。

以下余等の調査せる五百三十五人に就きて骨盤外計測の成績を述べん。

日本婦人骨盤外徑

日本婦人骨盤の外徑は、四拾五入の算法に従ひ、其概數を調査すれば、外直徑線は十八仙迷(一八、一九)、外斜徑線は二十仙迷(二〇、二一)、兩腸骨前上棘間の距離は二十三仙迷(二三、二〇)、兩腸骨櫛間は二十六仙迷(二五、五五)にして、獨逸婦人に比ぶ



れは各二仙迷宛少なく、兩大轉子間は二十八仙迷(二七、六一)にして四仙迷少し、即ち其數は一八・二〇・二三・二六・二八にて、只前上棘間の距離が奇數なるのみにて他皆偶數なれば大に記憶に便利なりとす、又日本婦人の身長は百四十六仙迷(一四六、三二)、腰圍七十八仙迷(七七・八六)にして之れを獨逸婦人に比ぶれば十二乃至十一仙迷少し、之を表にして示せば左の如し。而して之れ最も助産婦に緊要なるものとす。

種別	徑線		前上棘間距離	腸骨櫛間距離	大轉子間距離	腰圍
	外直徑線	外斜徑線				
獨乙婦人(マルチ)	二〇仙迷	二二仙迷	二五仙迷	二八仙迷	三二仙迷	八九仙迷
日本婦人(緒方)	一八仙迷	二〇仙迷	二三仙迷	二六仙迷	二八仙迷	七八仙迷
日本婦人	(一八一・九)	(二〇・一一)	(二三・二〇)	(三五・五五)	(三七・六二)	(七七・八六)

身長 一五八仙迷 一四六仙迷 (一四六・三二)

日本婦人に於ける各検査時の差異

都て物事の調査は其大體より觀察せざるべからず、余等の調査も亦此方針に依れるは元よりにて、時に從ひ處を異にして調査せるもの、次に表を以て示すが如し、各人に就ては随分差異著しけれども、積つて五百以上の數に就き平均すれば、略相近似せる結果を得べく、今後數千萬人に就て調ぶるも恐らくは甚しき差異なからんか。

検査地	徑線		前上棘間距離	腸骨櫛間距離	大轉子間距離	腰圍
	外直徑線	外斜徑線				
京都府下高野院	一八九	二一〇	二五	二八	三三	九〇
東緒方病院	一七五	一九七	二三	二七	三三	八八
西緒方病院	一七四	一九八	二三	二七	三三	八八
大阪娼妓	一八五	一九〇	二三	二七	三三	八八
以上二百人以上明治廿七年末迄平均	一八〇	一九八	二三	二七	三三	八八
以後同二十九年八月一日起至以上合計五百三十五人平均	一八九	二〇二	二三	二七	三三	八八
同上最大及最小數	最大 二〇〇 最小 一七〇	最大 二一五 最小 一九〇	最大 二六 最小 二二	最大 三〇 最小 二五	最大 三六 最小 三〇	最大 九五 最小 八〇







に於ても、髀臼部の壓力不十分なるが故之れと同じき状態を呈し、亦尙、慢性骨盤は其横徑線を増して扁平となる、骨軟化症、慢性骨盤にありては、軀體と大腿との壓力に依りて、軟化する骨質は骨盤内に陥入すべし、シユロエデル氏に依れば、高加索人種の骨盤の横徑線の廣き理由は、恐らく未開國の人種よりも、下肢を使用することが遅きと、且つ弱きに依るべしと云へり。

近頃、ニコウ氏は、二十歳以前の男女百二十名に就き、興味ある研究をなせり、即ち同氏は、腸骨前上棘並に腸骨櫛の距離、大轉子間及び外直徑線を計測せるに、最初の一年間は、各徑線の發育は平等にして、第二年より第五年に於ては、其他の徑線に比べて直徑線の増大すること非常に多く、第十一年より第廿年に於ては、男女に從つて其發育に區別を顯はせども、就中第十四年より第十六年に當り、女子骨盤の發育は

育する事著しきものなり。

ニコウ氏は、此に説明を與へて曰く、第一年中に於て骨盤發育の平等なる譯は、殆ど全く、軀幹の壓力を骨盤に加へざる故なれ共、次の時機に達する時は、此軀幹の壓力加はりて、直徑線の増加を妨げ、更に第三期に至れば、兒童は學に就き、座位を取ると多きが故、直徑線をして比較的増大するを得せしむ、第十乃至十一年に至れば、女性骨盤の形成を始め、第十四乃至十六年に於ては、其極度を顯はす、又男性骨盤は、第十九乃至二十年に於て、横徑線の増加、其極點に達し、女性骨盤の上に出れども、直徑線は遂に之に及ぶ事なしと。

右に述べたる理論と實例とに依りて、骨盤に及ぼす壓力、即ち勞力の其發育に影響あることを詳かにするを得べし、余等は、京都府高野地方に於ける婦人の勞働非常にして、殆んど男子も及ばざるものありと聞き、産科學的に調査せん



ことを欲し、同地に至り、詳しく之れを調べたるに、該地方の婦人は、専ら農耕を業とし、山野に勞働して、男子と同一の力に服せり、特に其最も奇態なるは、都て物品を運ぶには、皆な頭の上にて載せり、其載の量は、平均十四貫、乃至は皆す、余等は之の地方の婦人五十五名に就き調査せるに、總じて骨盤の發育は佳良なり、然れども、各其度を異にし、就中發育の少きは、大轉子間の距離にして、非勞働婦人の同距離を一〇〇、とすれば、此地方の婦人は一〇四、六九なり、之に次ぐものは、外斜徑線及び外直徑線にして、一〇五、一四から一〇六、五八の間にあり、之れに反して、長徑の最も大なるは、前上棘間にして、一一一、五七、次ぎは、腸骨櫛間の距離にして、一〇九、一四、九、一四を算せり、之れ勞働の影響により、壓力を受くること、最も強き大轉子間及び外直徑線の二徑線は、其發育すること、少なけれども、壓力の加はらぬ腸骨櫛并に、前上棘は、其

發育充分にして、遂に前記の狀態を呈するものなり。

徑線區別	都會婦人 四九一人		勞働婦人 四四人		都會婦人チ一〇〇、 トスル勞働人ノ比例	
	徑線	區別	徑線	區別	徑線	區別
外直徑線	一七、七六		一八、九三		一〇六、五八	
外斜徑線	二〇、〇二		二一、〇五		一〇五、一四	
前上棘間距離	二二、九八		二五、六四		一一一、五七	
腸骨櫛間距離	二五、三六		二七、六八		一〇九、一四	
轉子間距離	二七、五〇		二八、七九		一〇四、六九	
腰圍	七七、七一		七九、五九		一〇二、四一	
身長	一四六、五二		一四四、〇七		九八、三二	

身長と骨盤外徑線

身長の大なる者は、平均上外徑線も亦必ず大なるものなり、我國婦人の平均身長は、百四十六仙迷にして、其れより以下と以上の二つに別け、之れを計算せるに、都會の人即勞働











端は葡萄實に類する形をなせり、又乳汁は乳腺中を環れる血液より製出せられ、細乳管と輸乳管とを経て乳頭より排泄せらるゝものなり。

第四十項 外陰部

外陰部は、一、陰阜、二、陰唇繫帯を有せる大陰唇、三、小陰唇、四、陰核、五、尿道口、六、處女膜を有せる腔口、七、會陰より成るものなり。

一、陰阜とは、耻骨軟骨接合の前面にある豐隆部に於て、皮膚の下なる脂肪組織の豊かに發育して成るものなり、而して春氣發動期に至れば此部に陰毛を生ずべし。

二、大陰唇(外陰唇) は、皮膚の皺襞より成り延張すへ

き性質を有し、通常稍々暗色を帶ぶるものなり、而して其表面には陰毛を生ず、處女にありては左右の大陰唇は相接着して陰門を閉鎖し、只陰裂を遺すのみなれども、己に結婚したる婦人等にありては、大陰唇は弛緩瘦削して全く陰門を閉鎖する能はざるものなり、又大陰唇の後方は陰唇繫帯に由りて兩側相連るものなり。

三、小陰唇(内陰唇) も、亦皮膚の皺襞より成り、其形小くして軟に、且つ常に濕潤して淡赤色を呈し、通常大陰唇に被覆せらる、然れども妊婦或は經産婦にありては、小き瓣狀をなし、大陰唇の間より突出することあり。

四、陰核(挺孔) は、其形小にして圓き小體なり、多くの血管と神経とを有す、其位置は兩側小陰唇の前端が相



互に合する所の皮膚の皺襞の内にある。

五、尿道口は、陰核の下方凡そ二仙迷の部に於て、小隆起状の裂孔となりて現はる。

六、膣口は、處女に於ては未だ狹くして、一の小孔を存する薄き膜即處女膜を以て閉鎖せらる、此處女膜は交接によりて數個の小片に分裂すべく、又他の原因によりて分裂することあり、未婚婦人に於ても亦處女膜の全く欠損せることあり。

七、會陰は、甚しく延張すへき性質を有する皮膚より成り、其皮下には陰唇繫帶と肛門との間にある筋肉あり。

第四十一項

内生殖器

内生殖器(内陰部)は次のものより成る。

一、膣 二、子宮 三、兩側の輸卵管 四、兩側の卵巢

一、膣は凡そ十一仙迷即ち我三寸六分三厘の長さある膜状の彎曲せる管にして、膣口と子宮との間にあり、其内端は稍廣し此部を膣穹窿といふ、膣は前後の二壁を有し、此二壁は互に相接着し、尙ほ前壁は尿道及膀胱に接し、後壁は直腸に接するものなり、其兩壁には許多の横徑皺襞あり、之に依りて甚だ擴張し且つ再び收縮し得るの性あり、膣の内面は粘膜よりなりて常に粘液を分泌して膣を潤し且つ滑澤ならしむるの用をなす。

二、子宮は女子生殖器中最肝要なるものにして、小



骨盤の中央に於て膀胱と直腸との間に位せり、子宮の上部には腸管あり、下部は腔穹窿に連れり、又子宮は扁平茄子状の硬き筋肉様體にして、血管に富み、長さ八仙迷即ち我二寸六分四厘、幅は上部に於て最も廣くして五仙迷即ち我一寸六分五厘あり、通常其前面は平坦にして、後面は稍凸隆せり、既に一回分娩を経たる子宮は稍々大となりて圓みを帶ぶ、子宮を區別して三部とす、即ち子宮頸、子宮體及ひ子宮底之なり。

子宮頸は子宮の下部にして其狹小なる所をいふ、長さ二、五仙迷即ち我八分二厘あり、其外面の中部は腔の上端より圍まるゝが故、其下方の半部は遊離して腔内に突出す、此部を名けて子宮腔部といふ。

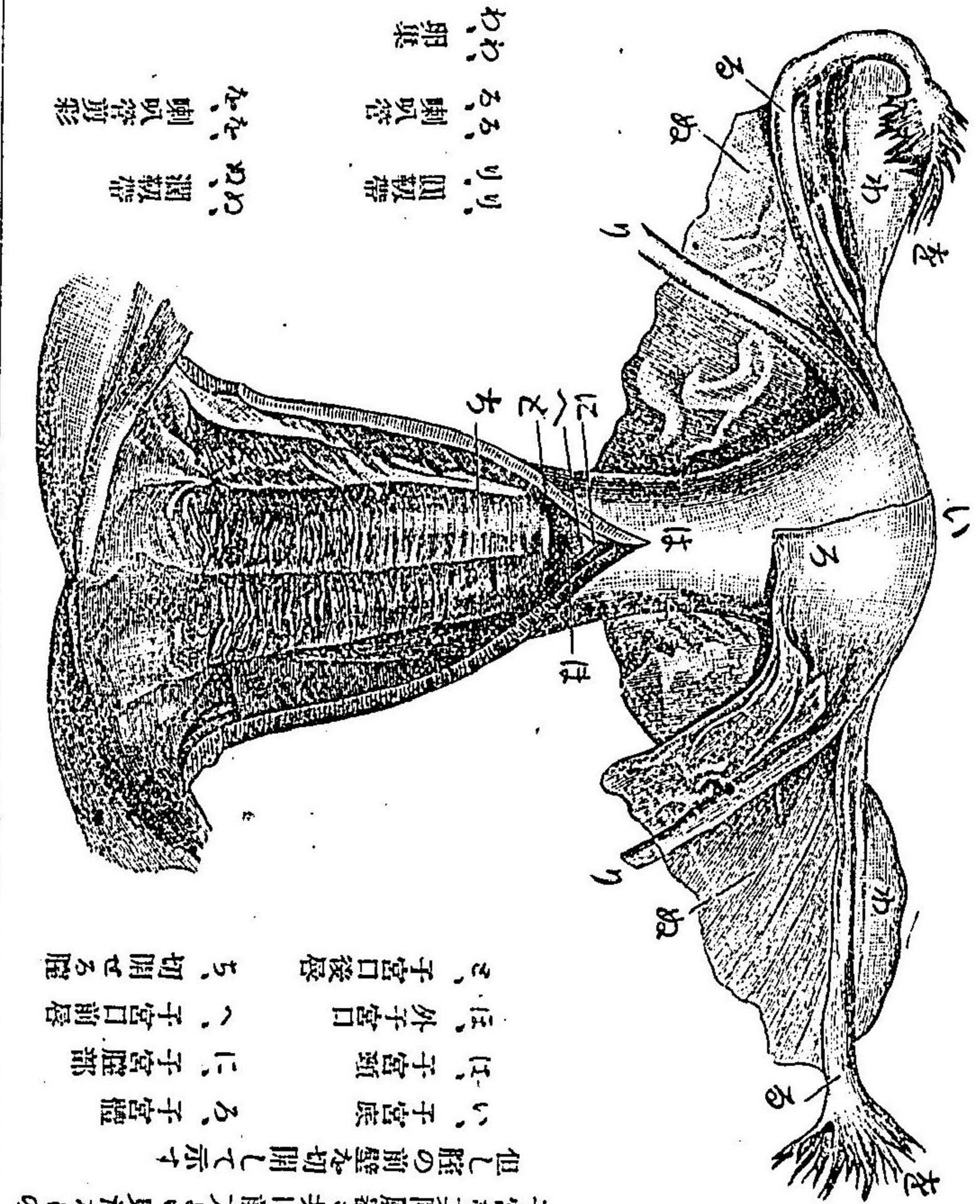
子宮腔部の末端に一の小孔あり、此孔は多くは少し横に細長きものなり、是を子宮外口といふ、其周邊は唇状を呈するを以て、此口に由り子宮腔部を前後の兩唇に分つ、前唇は後唇より稍々下方に挺出すべし、又子宮外口より上方に向ひ子宮頸部を通す管あり、之を子宮頸管といふ、此管の子宮頸より子宮體に移る部は甚だしく狹隘す、此部を子宮内口といふ、但し通常子宮口といへば、子宮外口を稱するものと知るべし。

既に分娩を経たる婦人の子宮頸は、凹凸不等にして前唇と後唇は柔軟なれども、癍痕を有し、子宮外口は元の如く縮小せざるものなり。

子宮體は子宮頸と子宮底との間に於て、即ち子宮中



第十圖



中央の大部分なり、内部は腔をなす之を子宮腔といふ、子宮腔の上部は廣くして其兩側は角度をなし輸卵管之所に開口す、子宮腔の下方は子宮内口に至るまで漸々に狹隘となり、次て子宮頸管に移行するものなり、而して妊娠せざる子宮腔は一の空所にして其前壁は後壁に接着すべし、其内面は盡く粘膜に由りて覆はる、月經時には此子宮腔壁より血液滲漏し、子宮頸管を通過して腔内に來り、終に外方に流出するものなり。  
 子宮底は子宮の最上部にして、子宮腔の頂顛を形成す。  
 子宮を正しき位置に保たしむるは、主として子宮潤靱帶及子宮圓靱帶に由るものにして、尙ほ子宮頸は腔



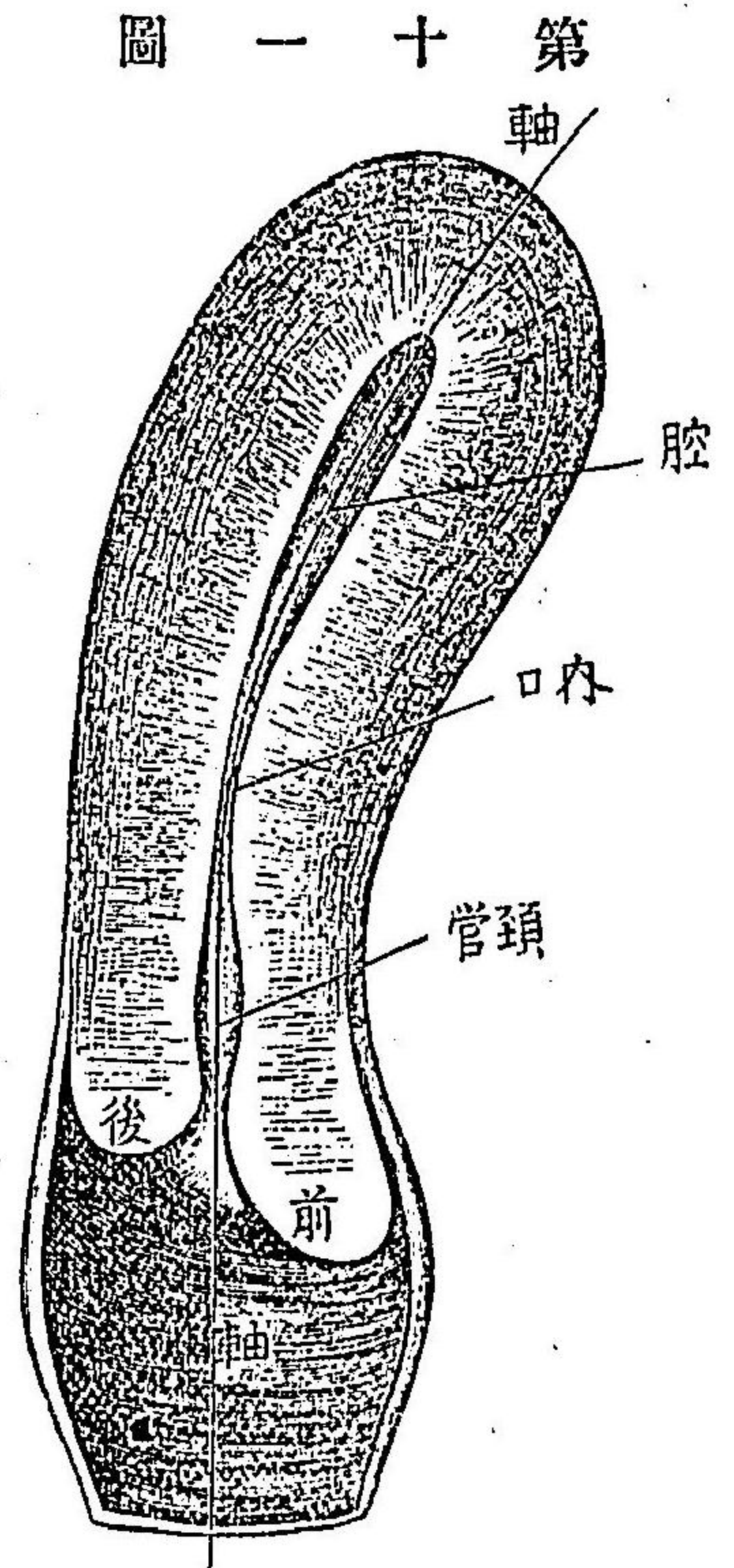
の上端及膀胱に接着し、更に腹膜の皺襞ありて膀胱の後面より子宮の前面を被ひ、又子宮頸の後面より直腸の前面に瀰り腹膜の皺襞によりて覆はれ、之に依りて子宮の位置を保つのを助をなすものなり。

子宮潤靱帶(扁靱帶)は、子宮の左右にある二葉の腹膜相重りて成れる廣き皺襞なり、而して子宮は此靱帶に由り小骨盤の兩側に固定せられ、輸卵管及卵巢も亦此靱帶によりて固定せらるゝものなり。

子宮圓靱帶は、子宮の左右にある二條の圓き筋肉様の索條にして、子宮底の兩側より起り斜に下方に向ひ前外方に走り、子宮潤靱帶の兩葉間を通じ、腹壁の前方にある鼠蹊管内を過ぎ、耻骨の前面に附着す。

膀胱甚しく充滿する時は子宮體を強く後方へ壓迫し之が爲子宮圓靱帶は緊張せらる。

子宮に分布する脈管及び神経の大部分は、子宮頸部の



天然大の子宮を縦断して側方より見たるもの  
頭管、子宮頸管  
内口、子宮内口  
腔、子宮腔  
軸、軸、子宮の長軸

の左右兩側より進入し、而して潤靱帶の二葉の腹膜間にあり。

三、輸卵管(喇叭管) は二條の菲薄膜狀の管にして、子



宮底より兩側に向て蛇行し、次て下方に向ひて走れるものにして、瀾靱帶の上縁に沿ひ二葉の腹膜間を通過するものなり、其長さ十仙迷即ち我三寸三分、太き細き筆の軸程なり、此管の子宮開口部は最も狭くして、中部は最も太く、其遊離端即ち子宮に附着せざる方の一端は膜様の鋸齒状を呈す、之を剪彩(西洋婦人の袪裝に類するを以て一に袪裝と名く)といふ、輸卵管の機能は剪彩によりて卵巢より排出せる卵子を握み取り、次て管内を通して子宮腔へ輸送するにあり。

四卵巢 は二個の扁平長圓の體にして、其形ち及び大きき恰も梅實の核に均し、其位置は子宮の兩側、輸卵管の下にして、子宮瀾靱帶の後側なる一の皺襞内にあり。

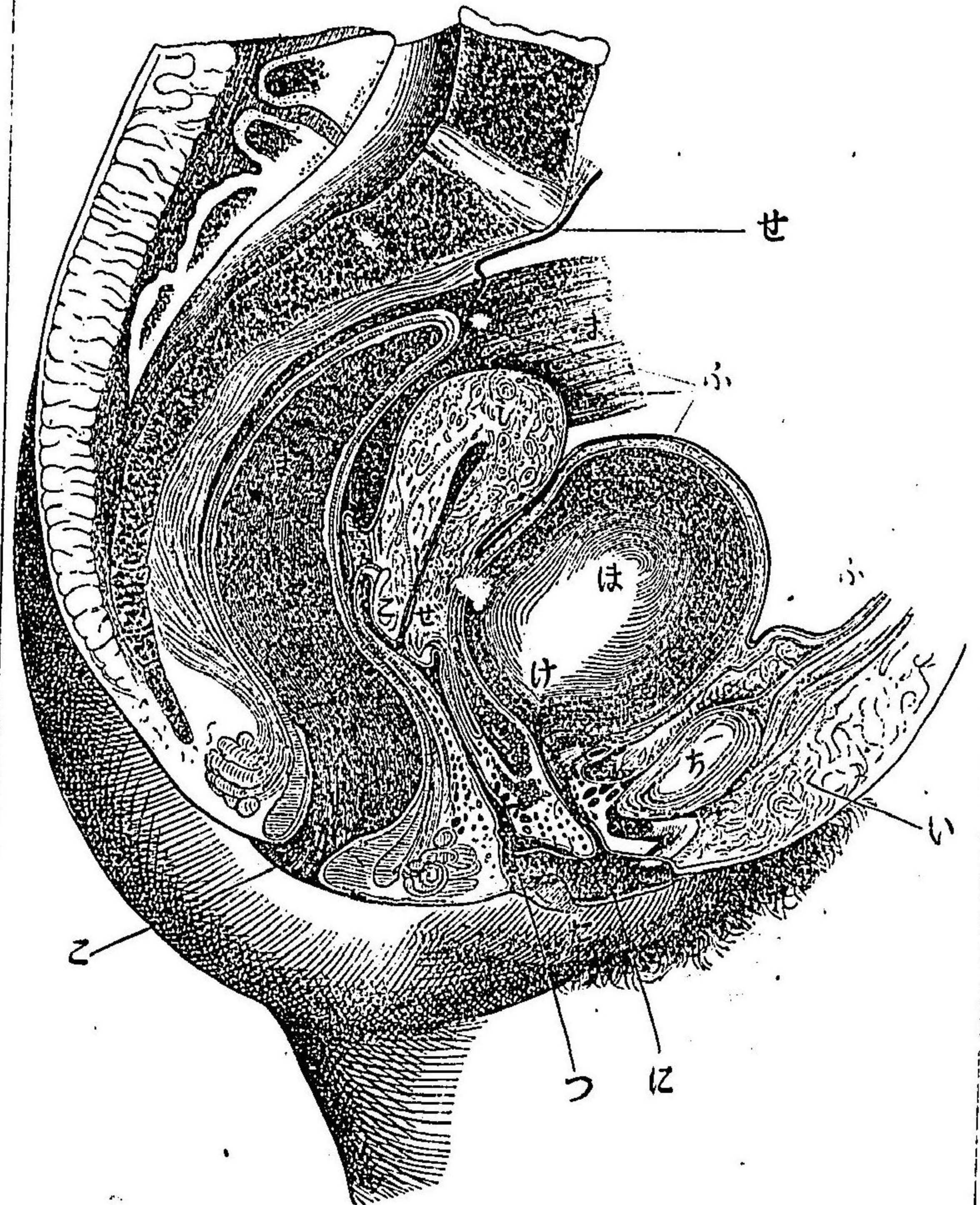
又卵巢は許多の大小不同の小胞を有し、此小胞内には蛋白様の液と一個の卵子と又稀には二個の卵子を含む、卵子は極めて細小なる砂粒の大ききにして、肉眼を以て僅に見るを得べきものなり、卵子若し男子の精液に會合する時は、漸々成育を始むへし、之れ後來人體となるべきものなり、春氣發動期より月經の全く終止するの時期まで、即ち平均十四歳半より四十五歳に至るまでの間は、小胞時々破裂し、卵子は剪彩に收容せられ、輸卵管を通過して子宮腔内に來る、而して其際男子の精液に會合せざれば、卵子は遂に死して排出せらるゝものなり。

第四十二項

膀胱及直腸



第二十圖



骨盤を縦断して其軟部の位置を示す

ふ、膀胱  
ほ、膀胱頭  
け、尿道  
ま、直腸  
こ、肛門  
し、子宮  
ぜ、子宮口前唇  
ち、子宮口後唇  
縦断せられたる耻骨軟骨接合  
い、陰阜  
つ、陰管  
た、左大陰唇

小骨盤内には生殖器の外尙ほ尿道を有せる膀胱と、直腸とを藏す。

膀胱は耻骨の直後にあり、兩側の腎臓より分泌し、輸尿管に由りて送り來れる尿を貯溜するの器なり、其下方は漏斗の如く漸々狹くなりて尿道に移す。

尿道は殆んど鉛筆大の管にして、子宮腔部の前方、耻骨軟骨接合の後方を通過し、僅に彎曲して耻骨弓頂に至り、陰核の後方二仙迷の部に開口す、之を尿道口といふ、即ち尿は常に此尿道口より排泄せらるゝものなり。

直腸は腸管の末端にして、子宮及膈の後方に位し、即ち薦骨岬の左側、左薦腸關節の前面を通り、薦骨凹面の中央に沿ひて下り、尾閥骨の尖端より凡三仙迷即ち一



寸ほご前方に口を開けり之を肛門といふ。

## 第二編 正規の妊娠

### 第一章 正規妊娠の經過

#### 第四十三項 受胎

男子の精液は交接に由りて腔内に射入せられ、其中にある精虫は腔と子宮腔とを經て、輸卵管若くは卵巢まで進入し、女子の卵子と相會合す、通常輸卵管若くは卵巢に於て相會合するものなれども、稀には子宮腔に於て相會合することあり、斯の如くして、卵子、精虫に會合すれば、即ち受胎し、茲に婦人は妊娠すべし、若し成熟せる卵子受胎することなき時は、卵子は其儘に月經血又は子宮粘液と共に排出せらる。



第四十四項 妊娠

妊娠は受胎より分娩に至るの間にして、其経過は太陽曆にて九ヶ月と七日、即ち四十週にして、妊娠曆にては十ヶ月の間なりとす、妊娠曆の一ヶ月は四週間即ち二十八日なるが故に、妊娠の全経過は二百八十日間なり、然れども未だ此日數に足らずして分娩すること間々あり、却て胎兒は既に良く成長せるものあり、又稀には之に反して妊娠の日數延長して四十四週間に瀰り、甚しきは四十六週間妊娠せることあり。

第四十五項 正規の妊娠、單妊娠及び複妊娠

正規の妊娠とは受胎せる卵子の子宮腔に來り此所

に止まりて良く成育し、妊婦も健康にして一の變狀なきものをいふ、又一個の卵子の受胎したるを單妊娠(單胎)といひ、數個の卵子の受胎したるを複妊娠(複胎)といふ、複妊娠は二子(孖胎)又三子(品胎)四子(要胎)等なり、然れども人にして五子以上の胎兒を同時に受胎せしことは未だ嘗て見聞せざるころなり。

第四十六項 妊娠に由て來る諸變化

婦人妊娠すれば、一、卵子、二、生殖器、三、其他婦人の全身に變化を來すものなり。

一、妊娠中卵子の變化

第四十七項 卵子並びに妊娠初期に於ける卵子の變化

る



未だ受胎せざる成熟卵子は極めて細小なる砂粒大にして肉眼にては殆んど認め能はざる程なり、卵子は小胞をなし、其中には蛋白様の液を含む、此卵子受胎して成育すれば即ち胎児となるものなり。

卵子受胎して四週を過ぐれば卵子は鳩卵大となり、第八週にして鶏卵大となり、第十二週にして雁卵大となり、漸々成育して妊娠の末期に至れば大人頭大となり、其重さは四千瓦より五千瓦即ち我一貫〇五十八匁より一貫三百二十匁となる、卵子の卵巢より排出せられたる際には、卵子の全面は全く平滑なるも、受胎すれば直ちに卵子の全面に細小なる毛の如きものを發生す、之を吸絨毛といふ、已にして子宮腔内に來る時は、卵

子は此吸絨毛によりて子宮腔の凹凸不平なる壁面に固く附着し、亦此吸絨毛により卵子の榮養を母の血中より吸収す、其狀恰も植物の種子が温くして濕りたる土地の中にありて芽と根とを生ずるが如し、又卵子の中には透明の水様液を含み、妊娠第一ヶ月の終りに至れば、其液中に恰も蛆に類似せる長さ凡一仙迷即ち我三分三厘の半月状の小體を現すべし、之將來胎児と成るべきものなり。

妊娠第二ヶ月の末に至れば、胎児の長さ凡そ四仙迷即ち我一寸三分二厘となり、胎児の眼は頭の兩側に於て暗色の點となりて現はれ、且口裂、耳孔、鼻孔等も現出し、第三ヶ月にして頭、頸、胸、手指、足趾等も既に判然區別



するここを得べく、是より胎児は漸々成長して終に成熟胎児となる。

第四十八項 人卵の各部分

人卵は次の部分より成る。

- 一、胎児
- 二、臍帶
- 三、胎盤
- 四、卵膜
- 五、羊水

第四十九項

妊娠各月に於ける胎児  
受胎後第一週目の胎児は、未だ四肢を生ぜず、妊娠第三ヶ月にして始めて人體を形づくるものなり。

妊娠第四ヶ月の末には、胎児の長さ十六仙迷即ち我五寸二分八厘となり、生殖器も明かに男女を區別するここを得べし。

胎児は言ふまでもなく妊娠の最初より生活すれども、妊婦は尙胎児の運動を自ら覺る能はず、第五ヶ月の終り即ち第二十週の頃に至れば、胎児の運動は漸く強くなるを以て、始めて其運動を覺知すべし、亦此時胎児の長さは凡二十五仙迷即ち我八寸二分五厘となる。妊娠第六ヶ月の末には、胎児の長さは凡そ三十仙迷即ち我九寸九分となり、全身の皮膚に細き毳毛を生ず。妊娠第七ヶ月の末には、胎児の長さは凡そ三十五仙迷即ち我一尺一寸五分となり、皮膚は暗赤色を呈して



多くの毳毛を存す、又此月の末即妊娠の第廿八週より以前に分娩したる生児は、假令生活機能を有するも未だ孱弱にして生存すること能はず、故に七ヶ月以前の分娩を流産又は墮胎と稱す。

妊娠第八ヶ月以後に分娩したる生児は、善く看護の行届く時は生存することを得べし、故に此時より妊娠第三十八週に至る間の分娩を早産といふ、又妊娠第八ヶ月の末には胎児の長さは四十仙迷即我一尺三寸二分となり、其重さは千八百瓦より二千瓦となる、而して全身の榮養は未だ充分ならず、皮膚は赤色を呈し、爪は軟にして薄く、四肢は體に比すれば未だ短く、臍帯は腹の中央より稍々下方に附着し、胎児男子なれば睪丸未

た陰囊内に降らず、女子なれば小陰唇は大陰唇の間隙より突出せり、生児は低き聲を發して啼き、又常に眠りて冷却し易く、乳を吸ふの力充分ならず、或は全く吸ふこと能はざるものなり。

妊娠第九ヶ月の末には、胎児の長さは四十五仙迷即ち我一尺四寸八分五厘となり、四肢豊圓となる、是れ皮膚の下なる脂肪組織の發育増多し、且つ筋肉の完全に發育せるに由るものなり、此期に至れば胎児の四肢の體は相適合して完全の形となり、皮膚は漸々赤色を脱失して、毳毛の一部も亦消失す。

妊娠第十ヶ月に至れば、胎児は完全に成熟す、故に此期即ち妊娠第三十八週後の分娩を成規の分娩といふ。



娩出せる胎児は其身長を以て大抵正しく妊娠の月を定むることを得べし、即ち産児の身體を伸して、顛頂より足蹠までの長さを計測し、之を以て妊娠の月を定むること次に示すが如し、但し産児を計測する際には最も手柔かに取扱はざるべからず、

- 第一ヶ月末は 一に一を乗じ 即一仙迷
- 第二ヶ月末は 二に二を乗じ 即四仙迷
- 第三ヶ月末は 三に三を乗じ 即九仙迷
- 第四ヶ月末は 四に四を乗じ 即十六仙迷
- 第五ヶ月末は 五に五を乗じ 即二十五仙迷
- 第六ヶ月末は 六に五を乗じ 即三十仙迷
- 第七ヶ月末は 七に五を乗じ 即三十五仙迷

- 第八ヶ月末は 八に五を乗じ 即四十仙迷
- 第九ヶ月末は 九に五を乗じ 即四十五仙迷
- 第十ヶ月末は 十に五を乗じ 即五十仙迷

第五十項 臍帯

臍帯は胎児と胎盤とを連絡せる長き紐條にして、其中に三條の血管あり、此血管は胎盤内の血管盡く相集りて成るものにして、其状恰も樹の根の幹に集合するが如し、此三條の血管中一條は靜脈管にして二條は動脈管なり、又此三血管は皆多少捻轉して相集束し、柔軟膠様の物質にて包まれ、其外面は羊膜より成れる臍帯鞘によりて被はる、臍帯の靜脈管は動脈管より太くして、榮養分を含める血液を胎盤より胎児に送るの用を



爲し、之に反して二條の動脈管は胎兒の成育に消費し、一旦不用となりたる血液を胎兒より胎盤に送るの用をなし、其胎盤へ送られたる血液は其中の血管に由り胎兒に不用なる成分を毛細管の薄き壁を透して母體に送り、新に榮養分を母體より攝取するものなり、此の如き循環の機能は畢竟胎兒の心臓の動作に由りて生ずるものなるが故に臍帯には必ず脈搏あり而して此胎兒と胎盤との間に正しく行はるゝ血液の循環は胎兒の生活上最も緊要なるものにして、若し一朝或る原因にて五分時間以上其循環を絶つことあれば胎兒は必ず死亡を免かれず、又臍帯の長さは人々不同にして一定せず、然れども通常胎兒の身長と略ぼ同一なり、故

に成熟胎兒に於ける臍帯の長さは凡そ五十仙迷乃至五十五仙迷、即我一尺六寸五分より一尺八寸一分五厘なり、又時として臍帯の結節せらるゝことありて、其狀恰も一條の紐を結びたるが如し、之を眞結節といふ、又臍帯の一部に膠樣質の集積して一の瘤狀をなしたるものあり、之を假結節と名く、其他血管の一部弛緩して瘤狀をなしたるものを血管結節と稱す。

第五十一項 胎盤

胎盤は海綿樣脆弱の質にして、細大無數の血管相集りて成るものなり、而して此血管は卵子の吸絨毛により子宮壁に附着するや否や直ちに發生を始むるものにして、卵子の子宮に附着せる部は發生殊に盛なり、又



胎盤は中央部厚く、其周縁に至るに従ひ漸々菲薄なる其形は通常圓きものなれども、時として隋圓形を呈し、或は其縁の凹凸不等にして波状を呈することあり、妊娠末期に至れば其直徑凡そ十六仙迷より二十仙迷即ち我五寸二分八厘より六寸六分六厘となり、其厚さ二乃至三仙迷即ち我六分六厘より九分九厘となり、其重さ凡そ五百五即ち我百三十三匁五分となり、胎盤の外面は粗糙にして數多の深き溝に因りて各小片に分割せられ、子宮の内面に附着す、此各小片は無数の血管相集りて成るものにして、胎兒は其血管に由り母體の血液中より自己の成長に必要な養質を攝取し、其一旦用を終へて不要となりし物質を母の血液中へ送り還す

の作用を營むものなり、又胎盤の内面は胎兒に向ひ、其表面は羊膜より被はれ、滑澤にして其中央には臍帶を繋着せしめ、盡く臍帶の附着部に向ひて漸々相集る數多の太き血管を現はせり、又卵子は吸絨毛により通常子宮腔の前壁若くは後壁の中央に附着するものにして、此部に胎盤を發生するものとす。

胎盤は卵子中最も肝要なる一部分なり、是れ胎兒の榮養は主に胎盤に由りて母の血液中より受くるものなるが故なり、されば此胎盤は胎兒に取りて成人の消化器と呼吸器との機能に適へるものにして、隨て胎兒成育の度は主として胎盤に關係するものなり。

第五十二項

卵膜



卵膜は全々閉ざれたる一の囊にして、二葉の薄き膜の密に相重りて成るものなり、其外層を外卵膜と名づけ、妊娠第一ヶ月の頃には此外卵膜の周囲に吸絨毛あり、漸々時を経て第三ヶ月に至れば此吸絨毛は殆んど消失す、雖も、只其一部胎盤と成る所の吸絨毛は消失することなく却て益々増育するに至るべし、其他尚ほ外卵膜の諸部に吸絨毛の痕跡を遺残することあり、又外卵膜の外面は妊娠中子宮の内面に附着するものなるか、故分娩後も尚ほ所々に子宮粘膜の一部剝れて附着することあり、之を名けて脱落膜といふ、又卵膜の内層を羊膜といひ、其内に羊水、臍帶及胎兒を藏すべし、羊膜の臍帶を被へる部を名けて臍帶鞘といふ。

胎盤、卵膜及ひ臍帶は胎兒の分娩後に産出せらるるものなるか、故是等を總て後産と稱す。

第五十三項 羊水

羊水は元來澄明の液なれども、後ち屢々胎兒の排泄物に由りて濁濁し一種の臭を帶ぶるものなり、羊水は妊娠の前半期には後半期よりも比較的に多量なるものなり、又羊水の量は正規の分娩に於ても甚だ差異ありて一定せず、されど凡そ半リツテルを以て通常とす、此羊水は胎兒の生活に甚必要なるものにして、胎盤或は臍帶を壓迫せられ、胎兒の血行を妨げらるゝに際して之を防ぎ、胎兒の榮養を害せざらしむるの用あり、故に分娩の際輕率にも早く卵膜を破り羊水を流出せし



むるが如きは大きな誤なり又羊水によりて四肢を自由運動するに必需なる余地を興へ胎児の密に接したる部の癒着するを防ぎ胎児の母體より受くる劇き動揺を防ぎ胎児の小部分にて劇しく衝突するが爲めに起る母體の疼痛を減するの用あるものなり其他羊水は分娩に際しても肝要なるものにして後章に之を述べし。

時として羊膜と外卵膜との間又は外卵膜と脱膜との間に水液の溜ることあり甲を中間羊水といひ乙を假羊水といふ此假羊水は妊娠中に於て既に流出することありて分娩の初期と誤まることあり。

第五十四項

成熟胎児の徴候

中等大の成熟胎児は次に述ぶる徴候を備ふ即胎児の身長四十八仙迷乃至五十二仙迷即我一尺五寸八分四厘より一尺七寸一分六厘にして体重は凡そ三千二百五十五即我八百六十七匁七分を有し皮膚は淡紅色にして手足の爪硬くして角状をなし共に指趾の端より挺出す四肢は適宜に太りて圓みを帯び頭と體とは適當なる比較を保ち頭蓋骨は固く結合し頭には毛髮を密生し又男兒なれば陰囊の内に睪丸あり女兒なれば小陰唇は大陰唇に被はる肩胛部の横徑は凡そ十二仙迷即我三寸九分六厘あり臀部の横徑は凡そ十仙迷即我三寸三分を有す而して健康なる成熟胎児は分娩後直ちに高聲を發して啼き眼を開きて四肢を活潑に

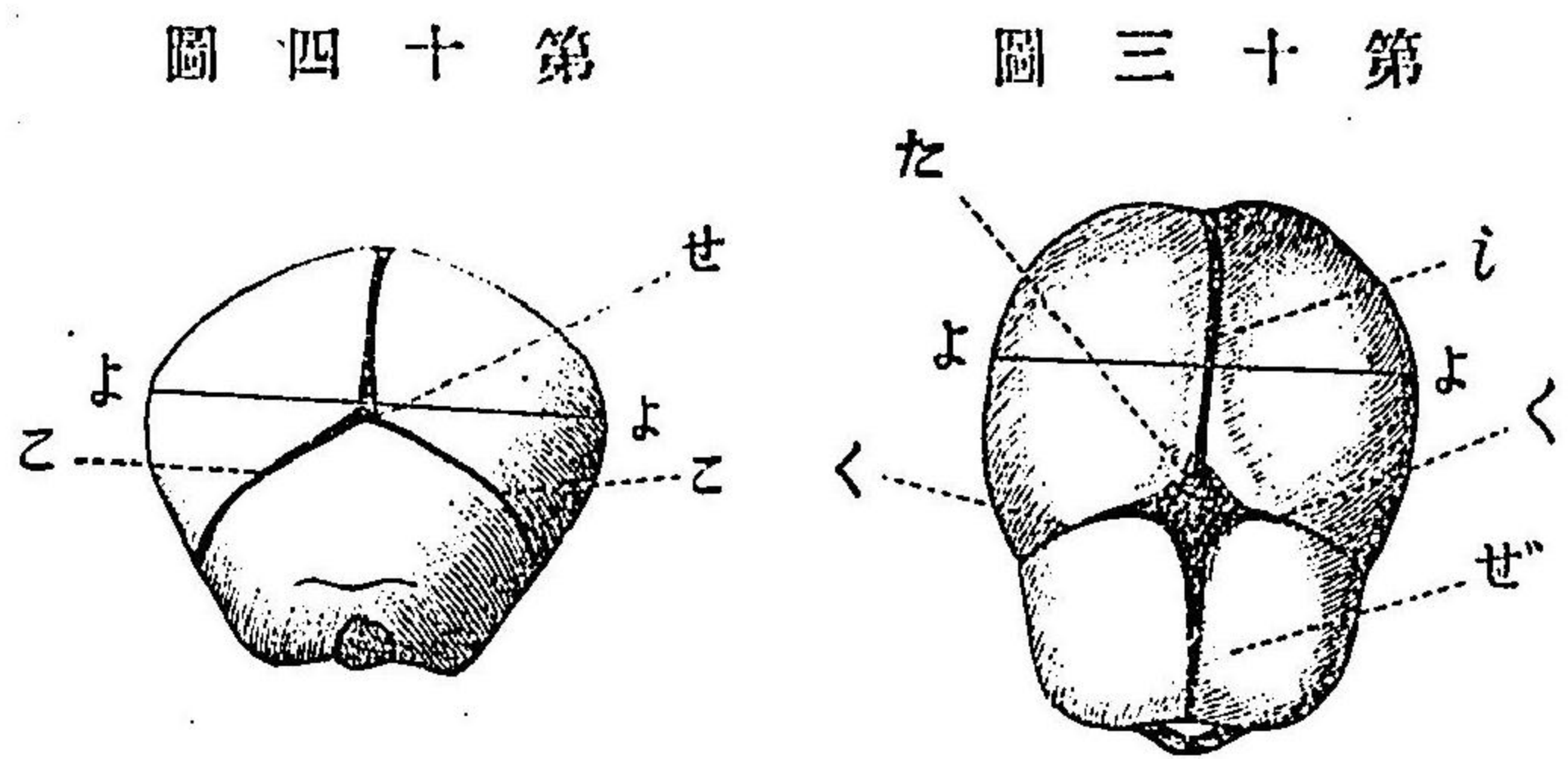


運動し、次て大便と小便とを泄す、其大便は帯黒綠色粘液様にして、恰かも粥の如く、胎生中胎兒の腸中に蓄積せしものなり、之を胎糞と名づく、亦斯の如き初生兒は直ちに乳を吸ふの働きあり。

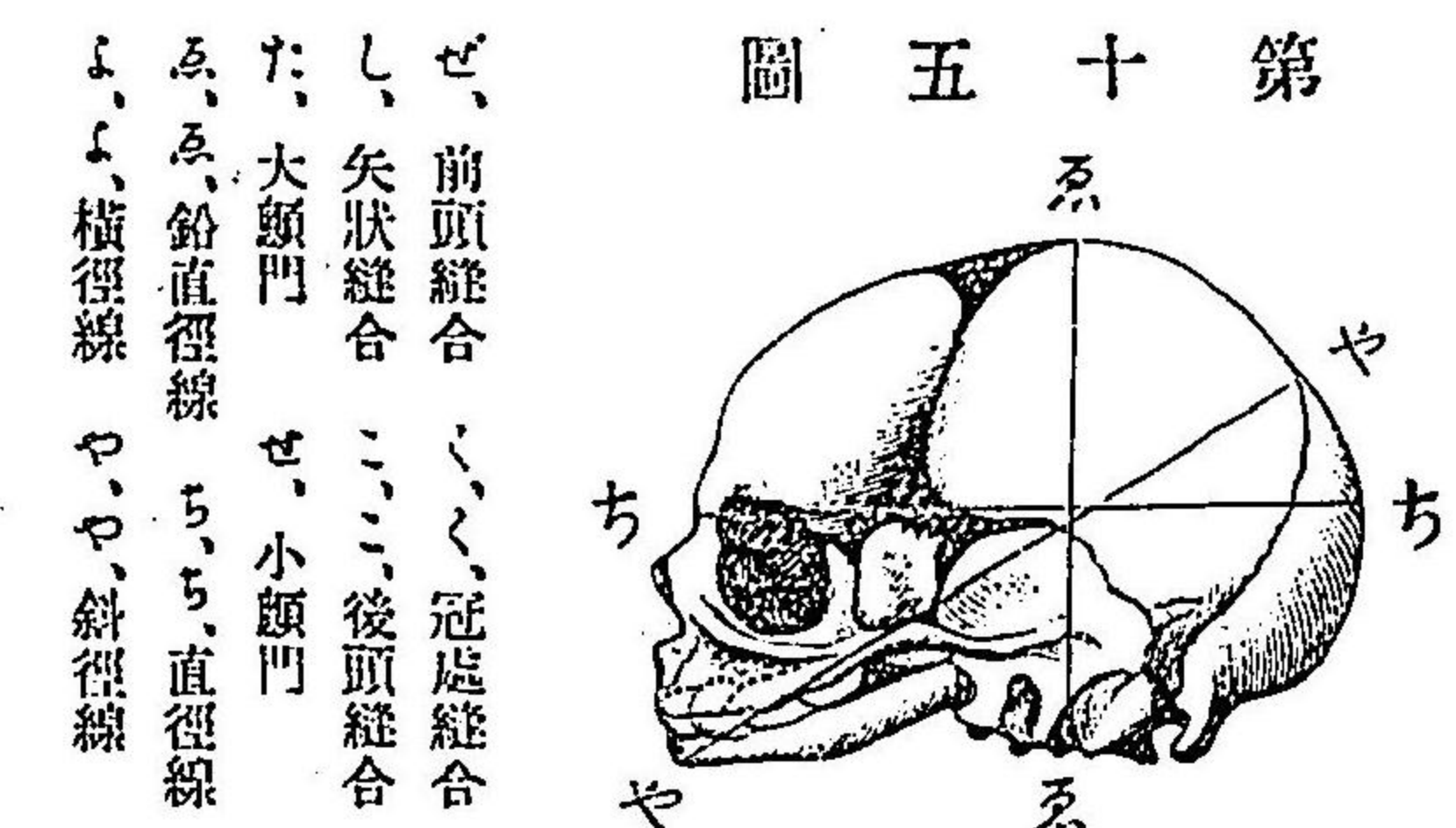
初生兒の皮膚は、殆んど皆白色にして粘りたる脂肪の如きものにて所々を被はる、之を胎脂と云ふ、胎脂は主に胎兒の皮脂腺より分泌したる皮脂の皮膚表面に堆積せるものなり。

第五十五項 初生兒の頭蓋

初生兒の身體中最も緊要なるは頭蓋なりとす、是れ頭蓋は其周圍最も大にして、且つ硬き部なれば、分娩に際し骨盤内を通過すること最も困難なるものなるが



圖三十第



圖五十第

第十三圖、第十四圖、第十五圖、共に初生兒頭蓋の縫合、顱門、徑線を示す

ぜ、前頭縫合、く、冠處縫合、し、矢狀縫合、こ、後頭縫合、た、大顱門、せ、小顱門、る、鉛直徑線、ち、直徑線、ふ、横徑線、や、斜徑線

故なり、初生兒の頭蓋は七個の骨より成る、即ち二個の前頭骨、二個の顱頂骨、及び一個の後頭骨之なり、此七個の骨は大人の如く鋸齒狀の縫合によりて密に結合するにあら



ずして、唯膜によりて弛く相接着するものなり、故に分  
娩の際には一方の骨縁は他方の骨縁の上に相重り、此  
れが爲頭蓋の周囲は著しく縮小せられ分娩を容易な  
らしむ、されば胎児の頭蓋骨の相互に移動し易き程骨  
盤内を通過し易きものなり、其膜に由りて連ねられた  
る縫合は左の如く區別す。

- 一、前頭縫合は左右の前頭骨の間にあり、
  - 二、冠處縫合は顱頂骨と前頭骨との間にあり、
  - 三、矢状縫合は左右の顱頂骨の間にあり、
  - 四、後頭縫合は左右の顱頂骨と後頭骨の間にあり、
- 其他、尚ほ頭蓋骨には縫合の相合したる部に於て、唯  
膜のみによりて被はれたる骨質の間隙あり、其前頭縫

合と冠處縫合と矢状縫合と相會して生じたる間隙を  
大顱門又四角顱門といひ、矢状縫合と左右の後頭縫合  
の相會して生じたる間隙を小顱門又三角顱門といふ、  
又顱頂骨の前方と後方とには左右兩側とも各々前後  
二個の側顱門を現す。

- 一、鉛直直径線は顱頂の頂上より後頭孔までの距離  
にして、凡そ十仙迷即我が三寸三分の長さあり。
- 二、横直径線は一侧の顱頂骨より對側の顱頂骨に至  
るの最も廣き距離にして、九五仙迷即我が三寸一分三  
厘五毛あり。
- 三、直径線は眉間より後頭骨の最も突隆せる部に

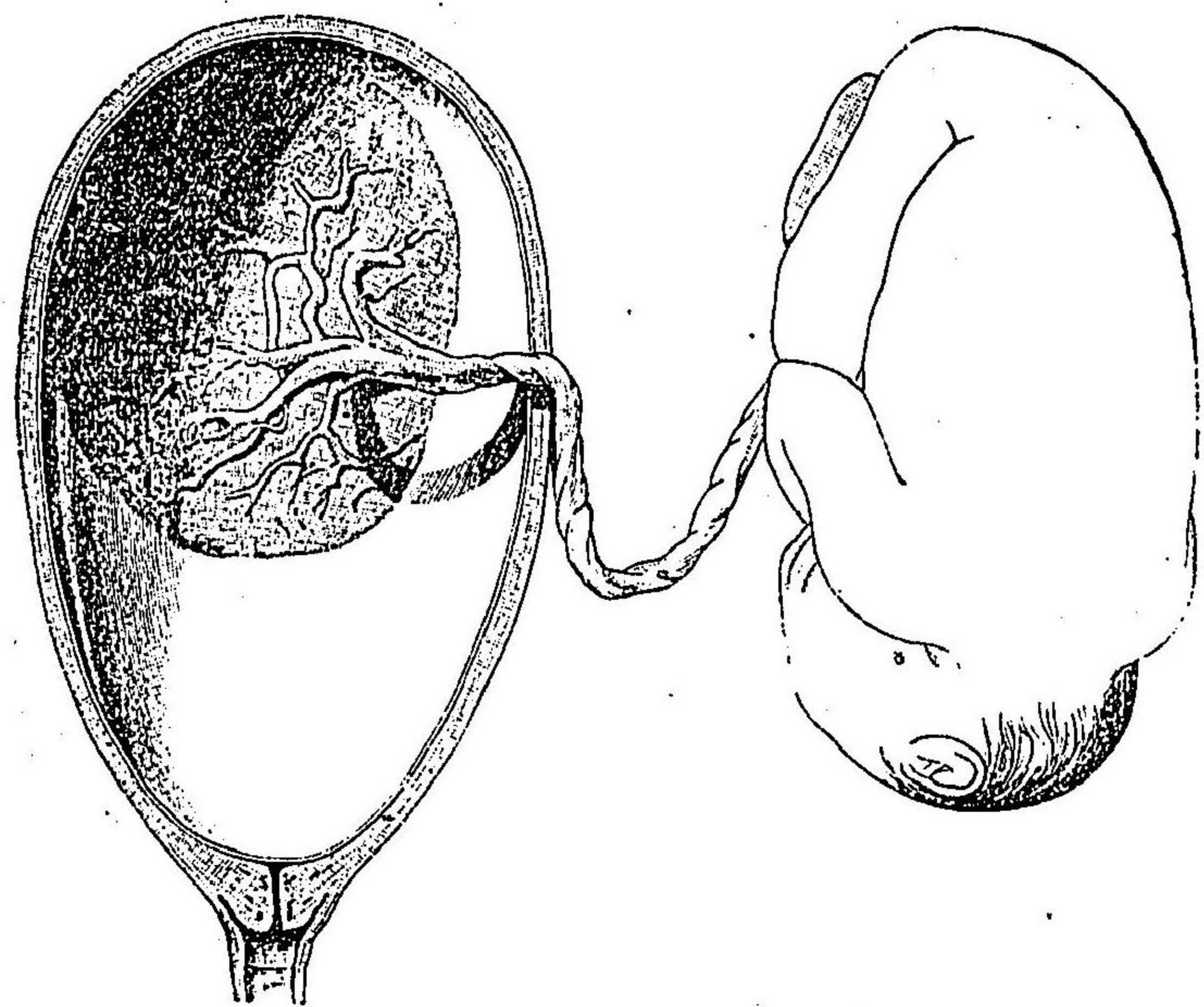


至るの距離にして、十二仙迷即我が三寸九分六厘あり。  
 四、斜徑線は頤より小顛門に至るの距離にして、十  
 三、五仙迷即我が四寸四分五厘五毛あり。  
 初生兒の頭蓋に於て最も大なる周圍は、眉間より顛  
 頂骨を過き後頭に至るものにして、三十四仙迷即我一  
 尺一寸二分二厘なり。

第五十六項 子宮内に於ける胎兒の状態  
 胎兒は子宮内に於て一定の状態を保つものなり、之  
 を分ちて左の三となす。

- 一、體位
- 二、體勢
- 三、體向

第十 六 圖



之の圖は胎兒の縦位にして正規の體勢を保てるものに於て子宮の卵圓形に適應す。

一、胎兒の體位は妊娠の前半期に於ては屢々容易に變化す、之れ胎兒は多量なる羊水中にありて自由に運動し得るが故なり、而して妊娠



の時日を経過するに従ひ、胎児の頭部は子宮の下部に向て安置せらる。既に妊娠の後半期に至り、胎児漸々成育すれば、子宮腔は比較的益々狭小となりて、胎児は一定なる體位を取るに至るものなり。然れども甚稀には分娩期に至るまで尚ほ體位の變化するものあり。胎児子宮内にありて縦に位する時は、之を正常の佳良なる體位とし之を縦體位と名づく。此體位にありては大抵は胎児の頭部下方にあるを常とすれども、稀には臀部或は足部を下方へ向くることあり。

二、體勢とは兒體各部の位置の狀態を云ふものにして、通常正規として胎児は稍々屈曲して、妊娠子宮の卵圓なる形に應じ、可及的小さき場所を取るものなり。

而して其頭部は卵圓形の尖端即ち下方に向ひ、臀部及び足部は其廣端即ち上方に向ひ、背部は甚だしく屈曲して、頤部は胸部に接し、上肢は胸前に屈曲し、下肢も亦屈曲して腹部に接近し、跟部は尾閥部に近接せり。

妊娠の前半期に於ては胎児の體軀未だ小にして比較的羊水多く、従て胎児の伸展すべき余地あるが故に其體は未だ著るしく屈曲せず、然れども漸々成育して妊娠の末期に至れば、羊水の量は胎児に比較して減少するか故に、其體漸々壓迫屈曲せらるゝに至るべし。

三、體向とは胎児の背部母體の何れの方に向けるやの方向を示すものなり。

第五十七項 複妊娠

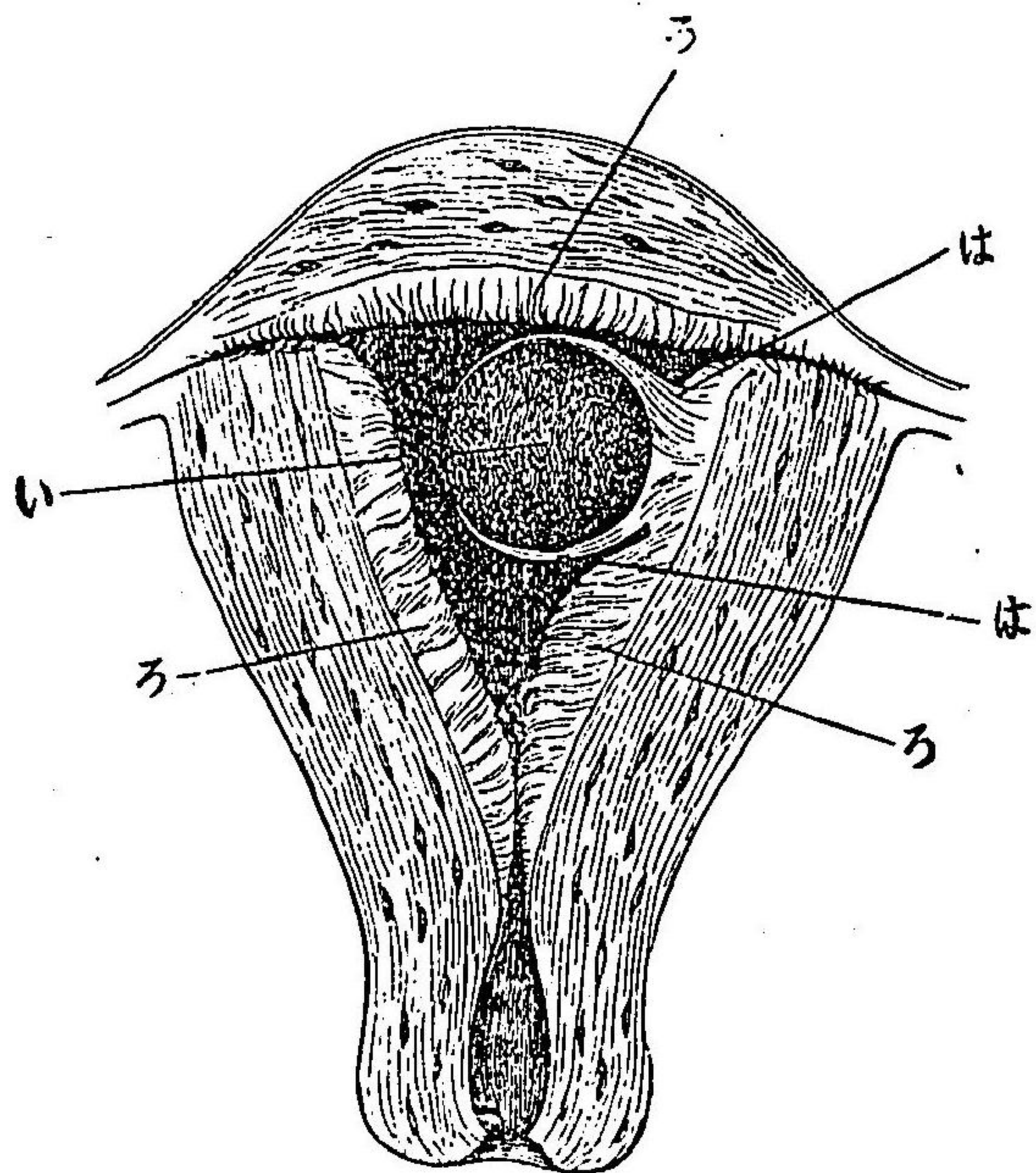


双胎妊娠にありて通常は兩胎兒各々別箇の胎盤卵膜羊水及び臍帶を有すべし然れども卵膜及胎盤は二個互に癒着するものごとす又稀には一卵子中に二子あることあり此際には一の外卵膜を以て一個の胎盤と二個の胎兒を包藏す然れども羊膜羊水及臍帶は兩胎兒各別に一個づつを有つものごとす其他甚だ稀には各別に一個づつ、の臍帶を有せる二個の胎兒只一の羊膜中にありて一個の胎盤を共有するものあり又復妊娠の胎兒は單妊娠の胎兒より小きを常とす加之ならず復妊娠の胎兒は其大さの相同じからざるものあり而して其胎位は一定せざるものごとす。

三胎四胎に於けるも其状態亦双胎に於けると同様

なるものなり。

二、妊娠の爲め女子生殖器に發する變化  
第五十八項 子宮粘膜炎の變化



妊娠第三週の末に於ける人卵の脱落膜中に沈着せる天然大のものを示す

は、脱膜  
ろ、脱膜  
い、脱膜  
ろ、脱膜

子宮腔内に受胎せる卵子の子宮腔内に止まりて成育するに當り、子宮腔の粘膜炎は變化して血



液に富み、且其厚さを増す、此變化せる粘膜を脱落膜といふ、此膜の表面には無数の小粘液腺開口し其形ち恰も篩の如し故に又一に篩状膜と名づく、斯く受胎せる卵子の子宮腔に來るや直に此柔軟なる脱落膜内に沈着す、其沈着する部位は大抵子宮の前壁或は後壁の上部分なるも、時としては榮養質を得易きが爲に血液の最多き所に沈着することあり、又脱落膜も速かに翻りて卵子を包む之を翻轉脱落膜と名づく、翻轉脱落膜は後産中の外卵膜の外面に附着すれども或は自然に剝脱することあり。

第五十九項 子宮の變化

妊娠すれば子宮の壁肥厚して大に血液に富むもの

なり、是新に筋纖維を生じて其數甚しく増加し、且つ動脈及靜脈をも亦新に發生するが故なり、殊に胎盤の附着部は最も血管に富むものごとす、斯く子宮は血液に富めるが故、自ら其温度を増し青赤色を呈す、又此血液に由りて榮養分を卵子に送るものなり。

第六十項 子宮の増大及び子宮頸の變化

妊娠末期に至れば、子宮の長徑は凡そ三十四仙迷即我一尺一寸二分、廣徑は凡そ二十四仙迷即我七寸九分、厚徑は凡そ二十仙迷即我六寸六分となる、子宮は其増大するに従ひ、漸々其形を變するものにして、妊娠第三ヶ月の後は殆んど球形を呈し、更に第六ヶ月の後に至れば卵圓形を呈すべし、又子宮頸部は弛緩して柔軟と